

約束

——第二次世界大戦後の国家間条約の構図と賠償、軍拡への道——

小野田 摂子

はじめに

1. ドイツにおける戦後共同作業
 - (1) ポツダムの合意
 - (2) 管理理事会 Allierter Kontrollrat
 - (3) ポツダムの対立——賠償と略奪
 - (4) 戦禍の値段から復興の値段へ
 - (5) 五年間の賠償を巡る会議の論点と経緯
2. 国家間条約の構図／同盟と条約
 - (1) 1945-1948年の合意の概略
 - (2) 合意
 - (3) ボン基本法とヨーロッパ諸国の約束
3. アジアにおける戦後共同作業
 - (1) 生存と独立への復興
 - (2) 条約と憲法の成立時期から見た約束の本質
 - (3) 日本の賠償
 - (4) 約束としての憲法の成立／その価値を巡る攻防

結論

はじめに

第二次世界大戦後、多くの国家が、戦争の勝者であれ、敗者であれ、戦後社会を生きる為の多くの取り組みを交わしてきた。それは例えば条約であり、法律であり、政府の公約であった。

例えば条約は国際社会における国家と国家の合意と約束でもあり、法律は人間と社会の関係を規定し、公約は政治と個人の間を結び付ける紐帶となった。

この約束に政治が背き、或いはその約束の解釈に動搖が見られたり、また約束の根拠なき不履行に人々が失望した時、その社会における影響は、時として政治学的に重要な命題を提示する。それは、法の本質を巡る論議よりは現状にあわせた解釈の拙速な改定を含み、社会学的には、立法システムの国民からの乖離を意味する。

約束を守り、守られること、守られると信じることは表裏一体である。一国の政治力は、政

治と国民との、国家と国家との間の約束をいかに誠実に守り抜くかに左右される。もしも国民がいかなる約束を彼等の代表者がしたかを知らないければ、それは約束をしなかったことになるのではなく、無知と忘却という形において約束を守らなかつたことになる。

約束は、例えばある法の条文に忠実であるだけでなく、その法の目指すより高い次元の精神に誠実であることを含む。さもなければ、その時々の為政者によって、法は恣意的に解釈され、その精神を失うからである。また、ある国の国民、ある共同体の成員の多数が賛同しているからといって、ある法の精神が変更されることが、必ずしも「民主主義」的であるとは限らないよう、国家と個人の関係は正義や理想と切り離しては考えられない。

法は、本質的に過去との約束である。過ちや経験を克服し、価値を共有し、その精神を将来の、その法が成立した経緯を経験したことのな

い世代に、半ば自明の規範として共有させる為に存在する。それゆえ、歴史と法とは、政治学的には双児の姉妹であるといつても過言ではない。

主要な二つの戦場であった欧洲と東アジアにおいて、戦後の比較的短い期間、国々は条約という形で互いに約束を交わした。1950年代の厳しい対立と逆行の時代を迎える前、その徵候が見えていたにせよ、まだ明確な敵対心は戦後復興という急務の影に隠れていた。その時期の約束の目指したものを探してみたい。なぜなら、戦後復興という当初の目標のために作られた国内法と、国際関係における対立に対抗するための条約とが相対する二つの明確なケースが、その中に存在するからである。そして、しばしば一般的とみなされるその変容の背後にある本質——国家と国家が共同作業を行うとはどういうことかという本質がそこに存在するからである。

1. ドイツにおける戦後共同作業

(1) ポツダムの合意

ヨーロッパの復興は、経済的にはまずははじめにいかに各種工業や農業、食料生産高を戦前の水準に戻すかという作業を含んでいた。この際、破壊された都市や生产能力と占領された政治統制のすみやかな回復という課題は、連合国側のみならず、敗戦国ドイツに関して、最も重要なものとなった。かつてのウイーン会議の例が示しているように、敗戦国を処罰した後戦後体制の中でどう位置付けるかという難しい作業が、第一次世界大戦後の轍を踏まないようにする努力の中で、占領四カ国の間に生じていた亀裂により、極めて不安定なものとなっていた。

敗戦国と連合国との間に講和条約が締結されるまで法的には戦争状態は続いているわけだが、問題は、この時期に両者の間で、また連合国間で、何がその共同作業の主眼であったかという点である。一国と一国の、あるいは複数国間の外交という名で表現される共同作業は、その中心におかれれる課題によって大きく変化し、言い換ればその作業が成功するかしないかという目的達成に大きく影響し、また、その中心

課題が作業の途中で変質するか別の課題にとつてかわられることによって、当初の目的を大きく転換させ、当事国間の国際関係が大きく変わることである。

連合国敗戦国への対処の基盤となるものは、二つの取り組めであった。一つはヤルタ会談での申し合わせ、もう一つはポツダム会談である。ヤルタでは国連設立準備のためのサンフランシスコ会議開催、対独無条件降伏と分割統治、フランスを管理理事会に参加させること、ドイツ人戦犯の裁判、ドイツの非武装化、ポーランドとユーゴスラヴィアの新政権、ドイツ降伏後30日以内のソ連の対日参戦（秘密条項）等が取り決められ、ポツダムではドイツ降伏後、7月17日から8月2日まで、ナチズムと軍国主義の絶滅、非軍事化と民主化の推進、対独和平条約締結まで、Oder-Neisse-Linieから西のドイツは四分割、東のドイツはソ連とポーランドの管理、ベルリンは四カ国共同管理、ポーランド、ハンガリー、チェコからのドイツ系住民の追放、ドイツ人による地方行政機関と特定分野の中央管理機構を設置（管理理事会の監督下に置く）、ドイツの四つの占領区は単一の経済単位として扱う、経済力の集中排除、賠償（特に被害の大きかったソ連とフランスに対して）を行うこと、工場解体等が取り組められた（フランスはこの協定に8月7日に同意。ルール地方国際管理を要求し、ドイツ人による中央管理機構に反対していたからである）。

ドイツが降伏した1945年5月7日直後、ドイツの最高権力は連合国軍総司令部に移行した。6月の時点から母国トップの訓令を受けた現地統治機関はそれぞれ軍との緊密な連携をはかりながら、全体的な戦後処理に関する連合国間の会議を行うことになる。その作業は迅速であった。中心的役割を担ったのはアメリカのドイツ占領軍政府（Office of Military Government of the U.S. for Germany/OMGUS）で、オフィスはベルリンに発足した。G-5のアメリカ軍ヨーロッパ大陸部（US Forces European Theater/ USFET）と連繋し、以後、ベルリンOMGUS代表の陸軍中将Lucius D. Clayはドイツ賠償問題とドイツ復興政策に深く関わることになった（また、フランク

フルトに本部を置くアメリカ占領区OMGUS.Zの代表は陸軍少将Clarence Adcockであった。交渉の中心はベルリンである)。そして連合国軍賠償委員会アメリカ代表Edwin W. Pauleyは、既に6月29日の時点でモスクワから以下のように報告している。

「私は全力を尽くして大統領と英、ソ連の元首に目前に差し迫った会議で賠償計画を提議するつもりです。ロシア代表Majskijとイギリス代表W. Moncktonは、この会議に出席するとの由、もちろん私も出席し、アメリカを発つ前に大統領と協議したことについて話をすることもあります。大統領が、会議のため準備していることについて軍にお知らせいただければ幸いです」(Dokumente zur Deutschlandpolitik, Pauley, The Conference of Berlin 1945 I 134f (Nr.110))。折り返しハリー. S. トルーマンは、軍に知らせてある旨を返電している。連合国は軍との連繋の中で行われた。ベルリンのアメリカ軍は3万、イギリス軍とソ連軍はそれぞれ2万5千人であった¹⁾。

このポツダム会議を境に、米・英とソ連の対立激化が、誰の目にも明らかとなった。

敗戦国ドイツは連合国四カ国の直接統治を受けていたが、武装した兵師団が東西を挟んで対峙している現実が、続くことになる。一国の、かつてヨーロッパにおける経済の最大の顧客であり、政治的軍事的強国であり、工業分野での潜在性を維持していたドイツの内部システムを根本から変えること、言い換えればその国家の価値システムと連合国にとっての、国際社会における転換された地位を作る作業の難しさと相まって、この軍事力の存在は対立が深まり相手を意識するに従って、作業の一貫性をそぐことに作用した。

(2) 管理理事会Allierter Kontrollrat

連合軍は、ドイツの大多数の中小地区は旧プロイセンの影響を政治的にも文化的にも強く受けていることに注目した。ドイツ統治についての最高の意志決定機関は管理理事会であった。これは1945年6月5日のドイツ管理機関に関する米・英・仏・ソ四カ国声明に基づく全会一致の合議制最高管理機関で、成員はドイツ占領軍

最高司令部司令官であった。ベルリン宣言によってドイツから最高統治権力を引き継ぐ形となつたのである。この最高司令官によって四カ国駐留部隊のベルリン管理委員会 Allierte Kommandatur(1944年9月12日ロンドン議定書に基づく)のメンバーが任命され、ドイツとベルリン双方の四カ国統治が始動することになった。しかし後に、1948年3月20日、管理理事会からソ連の司令官が脱退し、この四カ国統治機関は事実上機能を停止した。

連合国はドイツ統治は、実際には占領区ごとに固有の(占領軍の)方針に沿って各種行政が行われた。ドイツのケースは、日本の政府を法的に存続させた状態でのアメリカの単独間接統治ではなく、四カ国の直接統治であったため、実際にはその占領国の影響と方針とが色濃く反映されることになったのである。共通点は、ポツダム会談に則った、軍国主義の一掃、民主化、戦犯の処分等であった。

イギリス占領区は、ドイツの北西部で、州にあたるラントLandの自律性を強力に追求するものではなかった。占領当局が行政システムを強力に管理し、ノルトライン・ウエストファーレンが設立され、ハンブルク、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン等、多くの工業プラントを有する地域であった。文化的には、ブーア戦争時にドイツと対立した経緯から(いわゆるイギリスのブーア戦争トラウマとして評される)、後に赤狩りが強化されることになった。

アメリカ軍占領区はドイツ南西部で、特に南部のバイエルンはビスマルク時代から宗教的・政治的に北部のプロイセンと相対する自律性を持っていた地域であったが、その独自性と、ヴュルテンベルク・バーデン、プロイセン地域、ヘッセン等の政治的・経済的(特に工業)潜在性は、旧来持っていたそれらの独自性の基礎上、連邦制を効果的に実践していくことに作用した。ラントの自律性が比較的重視され、市町村長選、ラントの憲法、憲法制定議会等の議会活動が積極的に推進された。また、ラントの首相はドイツ側の代表者から選出された。後に1949年のアデナウアー政権発足まで、英・米占領区の政治家とラントの首相との間に、ラントの行

政における主導権を巡って対立が生じたが、政党が選挙を通じて議員を議会に送り、その議員が首相を選出し、ラントの行政権を連邦に対して維持することになった。すなわち、連邦主義がより強化された共和制の形で反映され、連邦は立法権行使し、ラントは代議制によってその権力に関与することになった。ビスマルク時代との共通点は、立法機関としての連邦参議院（旧帝国参議院Reichsrat）の存在にあるが、この時期さらに強化されたラントの政治的自立と官僚システムによって、ヒトラー時代のような中央（厳密には「中央」が存在しない）の独走、あるいは連邦の独走を抑えるシステムになったのである。

フランス占領区は、ザールを含むドイツ西部であったが、ラント自体の自律性と地域の復興を軽視する傾向にあった。フランス当局の、ドイツ経済復興と政治的自律性、工業生産制限への厳しい姿勢が反映されていたと言える。また、フランスの占領区は飛び地の状態で最も面積が少なく、文化的インフラが少なく（また、いわゆる「道を誤った」ドイツの歴史に責任のある文化として、「文化」の復興そのものに批判的であった側面も軽視できない）、プラントも少ない地域であった。

ソ連占領区はいわゆるドイツ東部地域であったが、伝統的なドイツ文化の花開いた地域を多く有していた。18-19世紀の作曲家や作家、画家の集った町は全て含まれていた。ソ連軍将校は、旧ロシアとドイツ帝国の関係の深さから流暢なドイツ語を話し、ドイツ語、文化、芸術分野のインフラの自律性には関心を払った。英米占領区ほどではないが、工業プラントも存在していた。プラントは爆撃の影響の少ないものが混在していたが、爆撃と老朽化で数年後には全面的な改修が必要な状況のものが含まれていた²⁾。

(3) ポツダムの対立——賠償と略奪

戦後処理の基本方針はポツダム協定（1945年8月2日）で決定した。「ドイツの連合国に加えた損失と苦痛」に対し、「最大限の可能な範囲で賠償する」とされ、この点ではヴェルサイユ条約よりも曖昧であった。

連合国の大半の主要な論点は安全保障と賠償

に関する一連の事項であったが、第一次世界大戦終了時と大きく異なるのは、安全保障と賠償とを、相対的に切り離しているという点である。占領当初の連合国賠償委員会代表は、1945年を通じて比較的詳細な報告を、各種首脳会談の準備のために用意し、外務省とも連繋しつつ行動していた。後、1946年パリ協定第一条、第十五条に基づく、ブリュッセルに本部をおく連合国間賠償機関（Inter-allierter Reparationsagentur/IARAが）表向き、ドイツプラント解体と賠償配分を行った。

1) アメリカ占領区からのソ連軍の収奪

1945年ドイツ降伏後の賠償協議は迅速であった。連合国賠償委員会アメリカ代表Pauleyは、6月25日Trumanにあてて、ベルリンからの工作機械の荷積みに関する代表団の各種見解（Dr. Luther Gulick, J. Howard Marshall）について知らせている。彼等は司令車でベルリンの各所を二日間にわたって視察したのである（Babelsberg, Schöneberg, Tempelhof, Kreuzberg, Horst-Wessel-Stadt, Prenzlauerberg, Stadtzentrum, Charlottenburg, Spandau, Potsdam）。彼等が重点的に見たのは鉄道と空港、Siemensstadtの工業施設（プラント）である。この地域には染料、石油精製施設、印刷、工作機械プラント、蓄電池プラント、発電所が含まれていた。それによれば、鉄道は南部から南東部の路線は動いておらず、1-2の路線が動いているだけで、倉庫は復旧していかなかったが、東への鉄道ははるかに復旧しており、4-8路線で、4路線のみのところは全て動いていた。倉庫も修理され、荷積み専用ホームは物資でいっぱいであった。

「木箱、木わく、袋もの、ズック入り貨物、たる、ボイラー、一部に覆いをかぶせた工作機械、大きな機械部品が積まれ、大部分は天候の影響に備えて保護布がかけられていた。労働者の群れはほとんどがロシア軍の軍服を着た人々で、これらの物資を移動し倉庫におき、平らなむき出しの貨車に運び込んでいる。補給品に対する配慮のようにも思われるが、いくつかの短い貨車が町を出ていった。

また、シュプレー川から東の（Horst-Wessel-Stadt）にも大人数が働いていた。大倉庫と貨物

場で、空間としては1.4マイルの長さ、幅400-800フィートで、敷地の1/4の建物は工作機械、電子設備、タンパ、木工機械、印刷機、圧力タンク、ケミカル設備でいっぱいだった。クレーンも、25トン級が6基、100トン級が2基あった。機械の大部分は電子機械であった。…中略…(筆者) 行き帰り24時間の間にかなり運び出されていた。ジーメンスの工場は10%稼働していたが、1-2階は全ての機械が解体されている。作り付けの大きな機械が数点残っているのみ。他の階はどうなっているのかは見ていない」。

そして報告は、結果として次のようにまとめている。

- 1.全ての工場の扱いは戦利品とみなされその中にある関連施設、作り付けボイラー、印刷機、コンテナを含めて解体され、運び出されている。
- 2.木工機械、印刷機械、その他の機械、軍事利用できないものも全て持ち去られている。
- 3.天候からの保護はある程度必要だが、木わくと覆いだけでは長時間の輸送には耐えられない。時間的に限られたものだろう。
- 4.工場から機械が運び出されたところでは、他の全てのものが持ち去られている。たくさんの人間がこの作業に従事していた。
- 5.ベルリンからの物資の運び出しはかなりの規模で、しかもよく組織され、急いで行われて

いた。

- 6.ベルリンからの物資の運び出しは鉄道と運貨船による。
- 7.施設の解体、梱包、輸送と監視に当たるロシア人は、彼等の仕事に喜びを感じているように見えた³⁾。

工作機械が重要なのは、いかなる国家のいかなる経済レベルにおいても、特に工業に使用される機械は、工作機械によって作られるからである。言い換れば、その国の機械のレベルは、その国的工作機械のレベルを超えることはあり得ない。それゆえ、高度な技術レベルのドイツの工作機械（機械を作る機械）を手に入れるることは、重要なことであった。日本が高度経済成長時に、アメリカの機械を分解してさらに高レベルの機械を作る手本としたように、工作機械は、非常に多くの可能性を有していたからである。

同日Pauleyはアメリカ外務省局長Claytonにいくつかのリストを提出している⁴⁾。その中の一つは以下の通りである。つまり、ソビエト占領区から国民財産の相当数の運び出しが行われている、これらの見積もり評価は現在の利害関係を巡る討議に関して有用と思われるという前置きのもとに、表1のような見積もりが提示されている（評価1937年の価値で算出）。

表1 1937年時領域のソ連占領区域国民財産見積もり

	米見積 (%)	ソ連見積 (%)
工業、鉱業	39.3	35.3
農業	48.0	48.0
合計	87.3	83.3
戦時中の東側移転に基づく工業の成長	5.0	3.0
合計	92.3	86.3
平均評価	46.1	40.9
ソ連地域割譲への3%を加算	3.0	0.0
合計	49.1	40.9

(アメリカは農業と工業を同等に評価、ソ連は工業を農業の三倍と評価)
全工業の1936年当時に照らしたソ連地区とベルリンの生産高は40.0%である。

6月26日のアメリカ代表団の作業レポートは、既に回収されたロシア地区の工業施設、すなわちソ連が求める賠償に適している、或いはその性質を有しているプラントは30%以上で、それ以上は認められないとしている。この30%を基準とすると、ルール地域に残っている財産の70%のうち60%は含んでいると見積もられ42%、米、英、仏の残りは分配され、28%となる（合計100%）。ソ連が賠償を50%と要求すれば、それを基準にソ連地区でそれを回収してもらいたい、他の地区からは20%回収という計算になり、かつての回収の手法で42%のルールの財産はこれをソ連がその要求全ての最終的調節として回収するなら半分の21%となる。しかしソ連は現生産品を米、英、仏地区からは回収していない、またそのことによってこの半数を回収する目的が減じられているとソ連が主張していることについては10と1/2をさらに加えることになる。こうした計算に鑑み、ソ連に対してはルールから割り当ての50%のみを賠償に供与すること、残りの50%をソ連地区からの財産に対する交換とすること、それによりソ連が賠償として得ている金額は減り、上の数字の半分を差し引いて総計5と1/4となると結論付けている⁵⁾。

27日にはさらに、Pauleyから外相Byrnesへベルリンのアメリカ地区についての報告がもたらされる。Pauleyは二回めの視察にはWill Claytonを同行させ、木纖維材からなる人造ウール、人絹、電子機器、ラジオ、テレビ等「純粹に平和目的の企業」五つを視察した。そして以下のようないくつかの要点を指摘した。

- 1.爆撃と砲撃による損害は非常にわずかである。
- 2.停戦時、実際には多くの機械がソ連に持ち去られた。機械は番号をつけてアメリカ占領地区から、一部分はちょうど地区境界にあったが、持ち去られ、この作業は物凄い早さで終結に向かっている。製作品、生産資料、特許書類は同じく持ち去られている。いくつかの機械の部品は置き去りにされている。
- 3.全てのケースで、ソ連によって幾人かの職長、職場長がソ連に機械を運ぶのに同行するよう「説得」された。
- 4.視察した工場のうち二つは、International

Telephone and Telegraphのもので、94%-100%はアメリカの所有と判明した。この二つは、機械から小さな工具にいたるまで完全に略奪されている。

これら全ての回収が、ドイツで軍事関連の可能性を持たない工業を維持するという試みに関する全ての努力に対する全くの侮辱のうちに行われたことは明らかである。こうした回収は結果として、この地域での業務の可能性を全く失わせるものである。我々が見たのは組織化された蛮行で、ドイツに対してのみならず、アメリカ占領軍に対しても向けられたものである。さらにソ連は同様のやり方で、2-3回にわたり米、英地区で同じ条件下に物資を運び出したということが言わされている。我々が占領しソ連にゆだねられた地区から、我々はいくつかの専門的施設を除いて、持ち出しを行わなかった。あなた（外相）の協議における結論をこの報告から引き出すことができると考えている」⁶⁾。

添付リストの中にはツァイス・イコンも含まれていた。

- 1.ベルリンアメリカ占領区からの工場施設回収
Spinnstoff-Fabrik（紡糸工場）Zehlendorf AG大部分2階建77万平方フィート約半分が戦時に建設、新機器拡充。20%の戦災、機器は事実上無傷。戦争末期には2,000人が労働、うち300人の外国人強制労働者、工場長から「ドイツ人と同様」とみなされていた。80%回収されている。仕上加工機、コンベヤ、12,000kw蒸気タービン2基、ボーリングポンプ7基（残り2基）、全ての特許書類、製造書類、4人の技術者。
- 2.Zeiss Ikon AG Goertzwerke（カメラ、計算機／戦時：光学）鉄筋コンクリート6階建27万平方フィート建物50%、機械5%の戦災。労働者2,300人のうち300人が外国人強制労働者、約1,800基工作機械の95%回収されている。蒸気機関、全ての回転状機器、技術資料、設計図、特許書類、数人の技術者が機械と共にソ連へ向かった。
- 3.Sendlinger Optische Glaswerke GmbH（照明、レントゲングラス、レンズ、拡大鏡、コンデンサ用ガラス、光学レンズ／戦時：光学機器

用ガラスとレンズに重点) 本館 6 階建11万7,700平方フィート、建物の25%戦災、機器は無傷。420人の労働者、うち25%強制労働者、14基の旧式機械を除いて全ての機械は停戦時より回収されている。…中略… (筆者)

これらの工場は軍事利用の可能性のないもので、1945年5月まで完全に稼働していた。強制労働者は労働力の約20%で、重工業で確定した数より少ない。多くは作業管理者で信望厚く、彼らの話を聞くことができた⁷⁾。

7月28日、PauleyからByrnesへの報告では、賠償の算定について述べられている。

「1937年当時のドイツ価格での本来の賠償の最高額算定を現在の生産で予測すると50から60億ドルになる。この見積もりには工業と鉱業、対外投資、家畜保有数、農業機械を算入していない。50億ドルとするとその50%はソビエト占領区にあり、西側占領国は本来運び出され得る賠償相当額は25億ドルあることになり、この額の12と1/2%は3億1200万ドルとなる。

占領区ごとに区分した賠償は、食糧と燃料が西側占領区だけでなく西ヨーロッパ全土で甚だしく不足していることに鑑み、賠償目的で全て回収することは、直接戦争目的に使用される可能性のものを除いて、実行することは得策でない。西側占領区での戦争目的に使用される恐れるものの価値は、17億1000万ドルで、12と1/2%相当額は2億1,400万ドルである。

これはソ連の考えている賠償額とは異なる。

この額をそのままいえば、ソ連との話し合いは現在いかなる意見の一致の実現も排除することになるだろう。従って、ソ連との話し合いで、全額のうち西側から取り出すことのできる総額だけを提示し、単に米、英、仏が、これらの地区から取り出すことができ、また保有することができる総プラントの12と1/2%だと言えば良いと思う」⁸⁾。

この報告を基にアメリカ代表団の作成した見積もりは表2のようなものであった。

同じ頃イギリス政治局長Sir D. Waleyは覚書の中でソ連軍が占領区から「イナゴが草原を食い尽くすように／Heuschrecken kahlgefressen」物資を持ち出していったと記録し、現在のところ「我々は自分たちの占領区から何も持ち出していない」と述べている⁹⁾。

2)ソ連占領区からの米、英軍の収奪

しかし、7月29日ソ連の占領軍最高司令官Zukovがスターリンにあてた報告書では、次のような指摘がされている。

「英、米軍がソ連占領区から引き揚げる際、次の施設、資産、専門家を運び去った。Sachsen地域、Thüringen地域、Mecklenburg州、Sachsen州のソ連占領区。

HelmstedtのMorsleben (ザクセン)

<Askania-Werke>の作業シャフトでは航空機装備がブラウンシュヴァイクに運び去られた。

・200基の万能旋盤

・技術資料全て

表2 占領地ごとのドイツ軍需プラントの削減に必要な工業プラント解体の見積もり

(単位: 100万ライヒスマルク/戦前単位)

	ドイツ全土	東区(特にベルリン)	その他の地方
1・工場、特に軍需工場	3,500	1,400	2,100
2・鉄道輸送、自動車、内水区航行	2,250	1,125	1,125
3・発電所、ガス工場	900	400	500
総計	6,650	2,925	3,725

1938年時点での価格に15%のドル換算見積もり

a.2.50RMを1ドル	3,060(100%)	1,350(44%)	1,710(56%)
b.3.50RMを1ドル	2,215(100%)	975(44%)	1,240(51%)

・研究所の全ての光学機器

OscherslebenのHadmersleben地域（ザクセン）

<Junkers>工場の作業シャフト地下工場では全ての光学機械は使用不能にしてある。顕微鏡と顕微鏡撮影用のカメラから、対物レンズが持ち去られている。

StassfurtのUnseburg地域

BMW工場作業シャフト地下工場から持ち去られたもの

a.新しいモーターとタービン、型式0018の技術資料全て

b.0018のジェットタービンの設計主任と専門技術師一団とその家族

Schönebeck

<Junkers>工場から型式HE-162航空機を製造している工場から持ち去られたもの

a.BMW工場の50基のタービン、HE-162航空機から解体された。

b.工場の技術主任と専門家集団とその家族

HelmstedtのBeendorf地域

Siemens工場／航空機装備と型式V-1, V-2航空機体の自動操縦装置を製造、その<Maria>鉱坑の作業シャフトから持ち去られたもの

・全ての技術資料

・全ての光学機器と研究設備

・技術主任と専門家集団とその家族

…中略…

Merseburg

<Leuna-Werk>/合成ベンジン、炭素、アンモニア製造会社から持ち去られたもの

・プラチナの入ったケース（工場倉庫保管のもの）

・28人の技術者

アメリカ人はKrupp（ドイツ最大の軍需産業／筆者註）に、製造物を運び出すことを許可した。129部隊の司令官は施設を差し押さえることができた。しかし全ての技術者は連れ去られた。

…中略…

Merkers (Gotha)

以前、ベルリンからドイツライヒスバンクの金とその他の資産、並びにベルリン国立美術館と博物館からの絵画や美術品、Königsberger

Kanaldirektion（通信局）の記録文書と機器もKaiserodaとGrossgerzenの採鉱場に疎開された。株式会社Kaiserodaの取締役達と採鉱場の主任技術者達の報告によれば、これら全ての資産は採鉱場から持ち去られたという。

・ドイツ銀行の黄金100トン以上

・紙幣約4貨車分

・ベルリン美術館各館、博物館の絵画とその他の国宝

・Königsberger Kanaldirektionの記録文書と機器

…後略…」

29日、英、米側では1938年の再調達価格15%を加算し（英、ソ連）、減価償却費15%を加算する（米）という、名目上の違いを残し一連の賠償総額に一致を見ていた。ルール地方は総額の45%を賠償に当て、ドイツ国民の生活水準を維持しながら脱軍事化をはかる点が確認された。いずれも、ソ連とポーランドの賠償要求は主にソ連占領区から持ち出し（25%）、追加として同等の量の食糧、石炭、亜鉛、カリ、木材、石油をロシア側の地区からの物品と交換という点、米、英、仏は、その倍賞相当をその占領区から持ち出すことも確認された。9月にはドイツ在外資産に関する引き受けと算入の法律（全十条）が提示された¹⁰⁾。

しかし占領区からの略奪の事実が明らかになるにつれ、ソ連と英、米の間で詳細なリストを意図的に公表しない姿勢が続くことになり、不信感はさらに強まっていった。お互いの略奪と回収の報告は、会談の中での非難の応酬にまで至らないまでも、ドイツの賠償を「二重取り」することへの否定に動いていくことになった。

四カ国の中で、そもそも軍国主義絶滅のための、解体するべき「軍需プラント」の定義そのものが対立点の一つとなり、また生産規制の上限をどこに設定するかという論議も紛糾した。従って、詳細で具体的な賠償リストを共通に設定することが不可能になったのである。

このように、双方の軍による略奪と収奪が、今後数年間の話し合いの土台を突き崩す作用をしたのであった。

(4)戦禍の値段から復興の値段へ

1)戦禍の値段

ニュルンベルク国際軍事裁判は、通例の戦争犯罪、人道に対する罪、平和に対する罪を対象に行われた。後者の二つに関しては、事後法であるという見解と批判があるが、ともあれ、ドイツの国家間関係における戦争犯罪に関する取り扱いは、そのまま二国間の平和条約や、超國家組織の形成、或いはそれへの加盟問題に大きく反映されることになった。

(近年、1998年にドイツで社会民主党が政権につき、翌年の「記憶、責任、未来」財團による、第二次世界大戦時の強制労働への補償は、政府と企業がお互いに50億マルクずつ出し合って、被害国のいわゆる「和解」財團に渡すというものであるが、直接的な契機は、アメリカでの集団訴訟であった。ドイツ企業は、フォルクスワーゲン、ダイムラー・ベンツ、ジーメンスなど、複数の補償に関わってきたが、将来にわたる訴訟の発生をとどめるために、Rechtssicherheit(法的安定性)、また何よりも被害者の救済のために、2000年8月2日連邦法により付属書A,B,Cを含むアメリカとの協定、財團の運営管理を定めた文書に調印した。すなわち、「強制労働」に算入されていなかった強制収容所のユダヤ人を含め、賠償権に属し国家にのみ請求されるという理由で棄却されてきたナチス強制労働被害者への初めての補償であった¹¹⁾。

ドイツは、1949年に東西に分裂したため、講和条約が先送りになり、西側（英、米、仏）と東側（ソ連）との間で個別に戦後の賠償が実行され、東西合わせた全体としてのそれがなかつたが、この財團による補償はその意味でも、統一ドイツの補償における初めての共同のものとなつた¹²⁾。

第二次世界大戦後、米、英、ソ、仏の四カ国占領軍は、占領地統治システムの構築並びに通貨改革と共に賠償問題にも着手した。既に米、英、ソ三カ国は1945年2月のヤルタ会談において賠償金総額を提示したが（米ドルで約200億、約100億ドルはソ連へ、という案）、その後会議の度に金額は変更された。1946年7月10日パリ外相会議、1947年3月17日モスクワ会議¹³⁾、同年11月ロンドン外相会議（オーストリア、ドイツ問題）、1948年2月から3月のベルギー、オラ

ンダ、ルクセンブルクを加えた六カ国外相会議、同年6月の西ドイツの連邦政府設立計画と米軍のドイツ駐留に関する協議など、事実上1949年までの間に、連合国間で（四カ国が全て揃わなかつたケースがあるが）協議が繰り返し行われた。これらの変更はドイツの支払い能力を考慮するイギリス、アメリカと、賠償を強力に求めるフランス、損害が最も大きかったソ連の立場を反映するものだった。つまり、戦後復興の第一の目標が政治的にはドイツの非ナチ化と経済的には戦前の経済水準の回復である点を考慮すれば、ドイツの「弱体化」によってのみヨーロッパの安全保障が実現することは不可能であり、かえって経済的水準を一刻も早く回復することこそが、「共産主義」と東ドイツ国境の向こう側にある、西側の数倍のソ連軍師団に対抗するという意味で、ヨーロッパの安全保障に急務だとされたのである。

賠償を強く求めた二国の中のうちフランスは、パリ外相会議でドイツの完全な武装解除、ナチズムの絶滅と民主化、ドイツによる賠償を強く明言した姿勢を貫き、以降の会議において賠償としてドイツ・ルールからの石炭の引き渡しを強く希望し、将来のフランスの安全保障のために、ポツダム協定におけるドイツ条項には協力できないとした（フランスはこの協定の際の会議に招かれていなかった）。ポツダム協定に束縛されない形で、ラインラントの分離、ルールの国際管理、賠償請求が、フランスの当初の政策の重点であった。連合国管理理事会における紛糾の中で、フランスは（イギリスは既に自覺していたが）自国の復興がアメリカの援助なしには成功しないという経済的依存の現実を認識し、依存の代償としてドイツ問題での妥協へと政策の転換を行うことになるのである。これは、アメリカの政策変更、なかんずく1946年9月のバーンズ演説後、いわゆるモーゲンソーの提唱した、ドイツ経済復興と繁栄のための生産施設の厳しい抑制というヨーロッパ政策が、大きく転換したことによつていた。

フランスの戦争による損害は1938年のレートでおよそ46億ドルとされるが（52%は戦争による被害、48%はドイツの戦時略奪による）、フ

ランスはその賠償を強く求めた。フランス同様原材料、生産品によって賠償を強く求めていたソ連が、同様の立場から将来稼働するドイツ工業の生産品からも引き渡しを要求する意向を示したことから、英、米がルールからの石炭引き渡しを一時凍結する事態が生じた。厳しい工業生産水準の上限を定め、賠償額に関しては分配の百分率が示された。パリ協定では、各国が属するカテゴリーとて、戦費を支出したアメリカが属するとされた範疇を含め、A/56.00%, B/ 39.60%, フランスは16.00ないし22.80%とされた¹⁴⁾。

いま一つの国ソ連占領下の東ドイツのケースでは、賠償支払いが結局東側占領区域からのみソ連に回収されたため、またその価格が、諸施設の没収や原材料回収の総量が膨大で、西側占領区よりも格段に高額だったため、全体の復興が圧迫されることになった。戦後西ドイツの生活レベルに比べて東ドイツのレベルが低いことがその証明の一つとなるが、顕著な例として、戦後1946年の時点での工業生産が1936年の消費指数の36%に留まっていた状態が、空襲による破壊の程度が大きかったことと相まって、その後、急速に回復することが難しかったことが挙げられる。しかし、ともあれ支払いは50年代の工業の復興を妨害したわけではない。1953年までには生産指数は13%に上昇し、消費は20%以下に留まっていたものの、GNP（1947-53）は70%に上昇していたのである¹⁵⁾。ともあれソ連としては、ドイツの戦後復興を主眼とするのではなく、自国の復興が、まさにドイツの贖罪としての賠償によってなされなければならないという立場であった。

ロンドン会議では総額およそ140億4,500万マルクという額が提示され、ドイツ降伏後、1945年から48年の間に実際に支払われた金額は、5億ドルとされるが、ドイツの工場施設の撤去、生産物資による支払い、企業特許等を含んでいたものの、施設の定義も地域により曖昧であったため、また特許に関しては略奪ならびにドイツ側技術者との協力があったため、さらに額は大きくなつたと考えられている。この結果、西ドイツは既に述べた通り、IARAを通じ資本準

備金で1億5,000万ドル、他の形での支払いと3億5,000万ドル、4億ドルを対外資産で支払ったが、マーシャル・プランで40億ドルの援助を得た。

1949年、西ドイツと東ドイツが北大西洋条約機構（NATO）の双児の姉妹として誕生した後、1955年5月5日発効のパリ諸条約によって西ドイツは賠償支払いを正式に打ち切られ、東ドイツは54年1月に支払い義務を解除されるまでに約43億ドルを履行していたとされるが、実際にはこの賠償計画による試算で東ドイツは戦前のレートで70億ドル、戦後レートで資本準備金および生産で140億ドルを支払った。援助はほとんど皆無であった¹⁶⁾。

2)復興の値段

マーシャル・プランの実施、すなわち援助に関する経済的な課題と賠償の減額あるいは請求権の放棄は二つの異なる経済的側面であった。地政学的に、ドイツの崩壊は中欧にいわゆる権力と経済の真空状態を生じさせ、ドイツがドイツ帝国成立以来政治的にも経済的にも心臓部となっていたため、西側三カ国にはこの地域での共産主義化に対する恐怖が、またソ連にとってはドイツの復活が、共にヨーロッパ安全保障においての脅威と考えられた。実際、既述したように、西ヨーロッパ各国にはこの援助と、中央銀行相互の信用取り引き（貿易決済の簡略化を目的としたスイング・クレジット／輸出において自国通貨で支払われる利益）が導入されたため、戦後五年の間に、戦間期の生産のピークを既に超えていた。つまり、当初の復興の目的は達成されたのである。ドイツの復興は、その爆発的な経済成長を十年後に控え、急速にこの真空穴を埋めていきつつあった。

ドイツのこの復興は、西ヨーロッパ各国の復興になくてはならないものであった。戦場となり、復興のためにすぐには役に立たなくなっていた連合国（ソ連）の施設、商業、工場にとって、ドイツという実質的な大口顧客は大戦直後、既にいなかった。1946年のバーンズ提案の翌年、ハーバート・フーバーの経済使節団が1947年ドイツおよびオーストリアを視察し、ルール工業地帯の鋼炉、工場の解体とその生産制限を初めて批判したのは、ドイツの復興の遅れがヨーロッパ

の経済回復という第一目標を危機に陥れていると捉えたからであった。既にモスクワ会議でのドイツ賠償を巡る不協和音と続くベルリン危機によって、連合国側の避けがたい亀裂は、ヨーロッパに大きな影を落としはじめていた。朝鮮戦争は西側占領地区のドイツの鉄鋼生産上限(1,100万トン)を連合国側によってただちに撤廃させ、続く三年間のうちに1,800万トンの鉄鋼生産をなしとげる驚異的なドイツ工業の復興牽引力を世界に見せつけることになった。この鉄が、朝鮮戦争における武器、またその後の兵器製造に使用されることになったのは、ヨーロッパの安全保障の要と考えられたドイツ工業の復興が、その他の地域における軍拡に貢献したという点で皮肉なことであった¹⁷⁾。

マーシャル・プランの本質は、それゆえ、経済的豊かさの目に見える進展が「共産主義の影響を減じる」ということにあったのであり、ハリー・S・トルーマンがNSC68を採用した背景にイギリスのギリシャからの撤退、また議会の緊縮財政を説得してでも、あの有名なドクトリンの中で、あれほど「共産主義の脅威」を力説した理由とは性質を異にする。

いわゆる封じこめ政策は、単に共産主義諸国を閉じ込め包囲するという政策ではない。西側諸国の相互の、また東側諸国との貿易、輸出入のバランスが、ある優位性のもとに安定して初めてドイツ産業の復興と水準の回復が実現されるという、ドイツ問題のための政策なのである。ドイツ問題は、それを巡って大戦中から続いている米ソの信頼関係の欠如が、実質的に大きな対立を生むことになった側面が強調されるが、ソ連側が主張するように、土地革命を含むドイツ社会の根本的変革を前提とした「復興問題」なのであった。ただ、イギリスの主張に見られるように、産業ならびに工業の復興と水準の回復がすなわちドイツの軍事大国を意味するものではないという考えが主流になるに従って、ドイツの工業復興をそれ自体、ヨーロッパの安全保障問題とみなすべきというアメリカを中心とした西側諸国の政策が本格化することになったのである。つまりこの考え方では、工業の復興と軍事大国化とは切り離して実践することが可能

だとするものであった。したがって西側諸国にとっては、この時点でのドイツに関するヨーロッパ「安全保障」はドイツの経済的復興とドイツ社会の贖罪と変革(革命)そのものに基づいた復興の二つを意味していたと言えよう。どちらか一方を選択するしかないというジレンマの中で双方は互いに譲ることがなかった。

しかし、このようにドイツ問題をヨーロッパ安全保障と結びつけるよりも先に、ソ連に対する西側の認識が今少し考慮される必要があった。すなわち西側と東側の話し合いの可能性である。ジョージ・F・ケナンが指摘しているように、1945年から1948年の間は、対立は互いの経験と立場の相違を有しながらも協議の場を残し、カーテンで互いを隔てながらも相互関係を築くことのできる可能性を残していた。カーテンは、以下のような性質を有していた。

「『ロシアの基本的な後進性、その特異性、東洋への親近性、西方世界に対する愛憎の複雑なコンプレックス、西方世界が優越しており、何かでうまくしてやられはしまいかといった不安等々から来ていたのである。そして同時に、ロシア人には、ロシア人なりに…貧困さと悲惨さの背後に、われわれに教えることのできる何ものかを持っているという基本的信念からきていたのである。従って彼らは、その鉄のカーテンを失いたくないと思っているのだ』

だからカーテンはまだ残っていた。しかしけれわれが適正な処置さえとれば、

『合理的な期間内にある状況を作り上げることができよう。合理的な期間内というのは、歴史的な期間——五ないし十年——のことでのころには、万事がもっと正常に、もっと平穏になり、人々は、いまわれわれが悩まされているような困難に追われることもなくなっている、という意味では今日よりも、彼らとの関係ははるかに快適になっているだろう』

つまり、ソビエトの指導者は、歴史のこの時点においてわれわれと対決しようとは望んでいなかったのだ——そのことは確かだった。われわれは依然として世界世論の圧倒的支持を受けていた。これはわれわれを決定的に有利にしていた。そしてこの優位性は、

『もしわれわれが賢明で挑発的態度を慎みさえすれば、今後長期間にわたって彼らを軍事的、政治的に、封じ込めることも可能にするはずである』¹⁸⁾。

四カ国に共通していたのはドイツ軍国主義とそれを支える軍需産業・重工業部門の解体と、それが終わって初めて具体化する資本準備金の解体であった。準備金での支払いはしかし、東側占領区のケースでも明らかになったように、不可能であった。最初の2-3年間に20-30億ドル分の支払いを求めていたソ連側の主張は、これが当初モロトフの主張したように（全額100億ドルの中で60億ドルという額よりは）現実的であるものの、それでもじきにこの額が非現実的であることが分かってきた。第二次世界大戦中欧州において、ソ連における死者は膨大なものであった。破壊された生産施設、焼き払われた農村などの被害は、復興の困難さと相まって、度重なる会議の席で、モロトフ、スターリンが言及するように、ドイツからの賠償を重視する政策こそがソ連の復興につながるという主張に反映されたのである。

贖罪と法的権利としての賠償は実際には復興のための賠償問題となった。その重点が、賠償を回収する側にとっての復興でなく、支払う側の復興に置かれたことが亀裂となったのである。なぜなら一方にとってドイツの急速な復興は軍国主義と経済的強大化の復活につながるのではないかという強い懸念を意味し、ドイツを抑えておくことがヨーロッパの安全保障を確立することであったし、片方にとってドイツの復興が、自国を含めたヨーロッパの復興につながり、回復した富によってヨーロッパの安全保障を確立できると思われたからである。

このように、ヨーロッパにおける賠償問題は、その後の軍事ブロック化に至る、「ドイツ問題」となったのである。賠償問題がヨーロッパ復興問題となった時点では、戦禍の値段よりも復興そのもの、具体的には戦前の経済水準を取り戻し、さらにその次のヨーロッパの西側諸国がもっと「豊かになること」によって、「敵に相対する」ことが、代価を支払うべき最大の懸案となつたのであった。ヨーロッパにおける安全保障が、

長期的目標としてはケナンが主張するように「優位性」、あるいは「霸權」を目指したものであったとしても、国家や国民の「豊かさ」に照準を定めてヨーロッパ各国が組織的に取り組んだ初めての作業であった。

(5)五年間の賠償を巡る会議の論点と経緯
結局、五年間の会議の中で、賠償プログラムは以下のように変化し、消滅した¹⁹⁾。

年 会談 賠償プログラム（修正） プラント、占領費用、その他の問題、条約

1946年 1月14日パリ賠償会議議定書効力発生、賠償プラン修正公式委員会、制限下にあった工業生産を50%増大させる提案、鉄鋼は750万トンから1,100万トンに提案。プラント解体一時停止、IARA反発、軍需プラント特定問題の再燃。英占領区から1億マルク相当のプラント撤去の提案。ドイツ外貨バランスの回復まで現生産品での回収を認める。輸入品をソ連、ポーランド領を通じて運送する許可と略奪の「隠れた賠償」問題。プラント1,683基リスト（Clayは6億ドルの価値ありと計算）。英20万人（1945年9月現在報告）のドイツ人捕虜帰国許可。バルーク案核兵器の国連による管理提案、ギリシャ・トルコ問題深刻化

1947年 2月、ドイツ輸出入バランスと占領費回収の具体的プラン作成へ、鉄鋼生産最低レベル1,000万トンの引き上げ。占領区相互の人とモノの流れ制限の撤廃。英代表Bevin、連合国が占領以来差し押された物資施設の総価値の報告を要求。英・米モスクワ会議準備で合意、174プラントは既に配分、1,322は評価承認、全部で2,000を賠償対象に選定。6月米、ドイツ人戦争捕虜帰国許可、7月16カ国欧州会議、8月ロンドン三国会議賠償計画修正、IARA所轄の60プラントは解体すること、189の軍事用途プラント、他一般供用プラント、工業施設は8,000万ドルのみ。米がアルミニウム、マグネシウム、ベリリウム、ヴァナディウム規制、英が重機械、染料、化学規制。10月賠償問題公式委員会、英米修正プラン、12月ロンドン外相会議、ソ連外相

Molotov、20カ国への受け渡しは総額3,300億ドルに満たないと指摘。Bevin、4億RMのプラントが配分されていると主張、しかし実際の受け渡しと一致せず。この時点でIARAに申告された工業プラントは2億7,460万RM(約8,000万ドル)のみ。賠償プラント激減。米、英占領区解体停止とドル投入

1948年 ロンドン外相会議、英提案新プラン、11月英占領区35プラント解体停止、仏、ドイツ人戦争捕虜100万人帰国許可。Bevin、ボールベアリングは禁止なのに塩素、硫酸等科学分野が除外されていることに批判、Ministry of Supply、光学、精密機械除外を要求、ドイツ軍国主義再生の危険を排しつつ、ドイツの社会民主主義を促進したい意向。安全保障論議

1949年 4月英、仏と米案合意、11月ペテルスブルク会議 賠償プログラム挫折 解体リストのプラント数過減、工業生産緩和、合成燃料、マグネシウム、ベリリウム、放射性原料、ゴムプラント解除。400プラントが解除される。Prohibited and Limited Industries Agreement (工業禁止制限合意) プラント700基、うち半数は軍事用途プラント。12月米、トータル381プラントのうち167をドイツ保有にとの修正案、Bevin、117までなら可、167のうち159保有、他8プラント(規模と価値において167の30%にあたる)はIARAが1年7カ月前に賠償供与とするべきとしたもので、解体停止。鉄鋼のみ制限を維持、スチレン、電弧、ベアリング解除、全プラント解体停止

1950年 占領費用ドイツGNPの5-6%、ドイツ輸出入バランス回復、工業禁止制限合意見直し、ドイツ再軍備の可能性で米と仏対立

1951年 ドイツ援助債務(無利子)、英2億100万ポンドから1億5,000万ポンドに減額、米、32億ドルから20億ドルを免除

*1953年スターリン死去、1955年ジュネーヴ会議、オーストリア、中立国として(スイスのケ

ースの中立国とは法的に異なる)独立、この時点で延長規制されなかったことによりドイツ造船所総量トン、277,000トン制限消滅

ドイツ在外資産(戦前レート) 受益国
/IARAの特定と配分によるもののみ
米/1億2,400万ドル
英/1億600万ドル
仏/8,700万ドル
ソ連/2,600万ドル

研究施設回収、戦争捕虜役務は全てIARAの配分手続きを経ずに行われた。また、在外資産も、IARAを経ないで配分されたものが多数にのぼると見られ、上記の数字は過小評価とされている。在外資産は特許、商標、その他の無形資産を含まないでも30億ドル(過小評価)と見られ、そのうちのわずかしか、ドイツに残されなかった。在外資産と捕虜の役務の受益者はアメリカ、イギリス、フランスであった。賠償への熱意はソ連ほどではなかったが、他の西側諸国(ドイツの占領を受けた)よりも、取り分は多かった。したがって、強奪品、海軍を含む兵器装備、金、原材料、特許、企業秘密、捕虜役務と在外資産は、全て事実上IARAを経ずに没収されたということができる²⁰⁾。

1945年から1948年までの賠償総額は1936年の物価で生産物、特許、企業秘密役務を含んで推定800~900億マルクとも言われている。まだ留保していた駐留部隊の安全保護の権利は、1968年のCDU/CSUのキーディングガーとSPDのプラント連立政権で成立した非常事態条項を基本法に盛り込むことによって消滅した。四カ国連合国(のドイツに関する責任が完全に消滅したのは、東西ドイツ統一以後である。

このような五年間の連合国(の動きと同時に、その国際関係における各種の合意はどうであったか。

2. 国家間条約の構図／同盟と条約

(1) 1945-1948年の合意の概略

占領国の対立のうちに賠償問題が消滅していく間、相対的に切り離された安全保障に関する

条約と合意は各地域において結ばれることになった。しかし第二次世界大戦後の比較的短い四年間、第一次世界大戦の戦後とは異なり、短い期間に非常に多くの政治変動の要素が目まぐるしく生じ、世界政治に影響を与えた。

1949年9月と10月にドイツ連邦共和国（西ドイツ）とドイツ民主共和国（東ドイツ）が成立し、事実上東西が分裂した年、マーシャル・プランは既に実行に移され、1月には世界労働者連合が分裂し、4月には北大西洋条約機構（NATO）が創設された。イギリス連邦ではエールがアイルランドと改称し、アメリカはユーゴスラヴィアに2,000万ドルの借款を行い、COCOM/ Coordinating Committee for Export Control（対共産圏輸出統制委員会）が発足した。ヨーロッパ会議（COE）が10カ国で発足し（後15カ国）、東欧諸国ではハンガリー人民共和国、チェコ民主共和国に新憲法ができ、ソ連圏ではコメコン（東欧六ヵ国経済相互援助委員会）が設置され、1948年から続いているベルリン封鎖は解除され、中東のエジプトとイスラエルの間ではイスラエル／アラブ連邦との戦争の停戦協定が結ばれていた。アジアでは、中華人民共和国が成立してソ連とインドが承認していた。シャム憲法によって国名をタイと改めた新しい国家が成立し、ラオスとカンボジアが独立した。ビルマ（ミャンマー）に人民民主政府が樹立され、インドネシアは共和国となり、日本の敗戦後駐留していた朝鮮から米軍が撤退していた。

日本では前年の1948年11月に極東国際軍事裁判が終わり、東条英機ら7人が絞首刑になっていたが、この年の9月にはシャウプ税制勧告によって経済の転機を迎えていた。

第二次世界大戦の終了からこの年に至る期間は、さまざまな国家間関係の再編の時代であった。具体的にはそれは、各種条約と協定によって明確にされた。そこに至るいくつかの会議は、それぞれに意見の相違や一致、また意見の変化を反映している。しかし、この条約は帰結ではなく出発点であった。「冷戦」がもっとも大きな影へと変貌をとげ、それが主に、他の重要な案件に関する取り組みを実現させるための説得方策として、必要以上に「相手の脅威」と「敵

の存在」を強調した、幾人かの為政者と利益団体、メディアの作用に帰せられることは言うまでもないが、さらに、国家間の同盟関係の形成によって、対抗するブロックの間に意図的な相互不信の構図が生じたことはその後の数十年間に亘って不幸なことであった。

このような状況の中でこの四年間は、戦後の平和世界確立の理想を実現する努力と、相互の対立と優位性を巡る争いの危うい均衡の中で、戦争の克服への各種提言が、復興という目標にむけて、最後の輝きを持っていた時期でもあった。

その中で、ヨーロッパとアジアにおいて同時期に締結された様々な条約は、戦後の処理と国家間関係の構築をめぐる政治的条約と、復興に向けた各種取り組みと貿易関係の確立という経済的条約、そしてこの両者に微妙に内在する軍事的援助関係という三つの性質を有していた。

以下は、第二次世界大戦終結直前から戦後1948年までの関係各国の主な協定・条約である²¹⁾。

A、B、Cグループは政治関連の条約である。Aグループは、「敗戦国」に対する「連合国」の条約である。ほとんど全て1945年中に、遅くて1946年前半に締結されたもので、戦後秩序を形成する条約の第一段階を示している。占領地ドイツの武装解除と賠償に重点が置かれ、戦後体制の基盤を連合国四ヵ国が取り決めていく過程を示している。Bグループは共同防衛に関する条約である。1948年を転機として二国間、また地域ブロックの軍事同盟の要素を強めている傾向が明確で、アメリカの主導性が顕著であることが共通している。Cグループは、アジアにおける特に中華民国の政治条約で、不平等条約の解消関連の条約が1947年に集中して締結されている。

D、E、Fグループは経済関連条約である。Dグループは開発協力と通商協定で、関連してアメリカと中華民国（国民政府）の軍事援助条約が含まれている。Eグループは経済問題としてのドイツ賠償に関する条約で、在外資産とルール地域の取り扱い、通貨協定である。Fグループは世界経済に直接影響を与える、調印国の多い条約で、個別の条約に比較して数は少ないが、

食糧問題と経済の立て直しに急務であった事項が含まれている。

(2) 合意

Aグループは、ドイツ武装解除と企業の解体、ドイツ占領に関する取り極め、並びに非ナチス化、対日基本政策を含み、連合国と敗戦国の間の、戦後体制構築のための最も急務で最も基本的な条約群である。ヨーロッパにおける経済的第一目標が戦前の水準の回復であったことに対し、政治的目標は、ドイツの非ナチ化、武装解除と、軍国主義を支えた企業資産、並びに構造の解体であった。1946年に入って、この政治的目標の、特に企業に関する制限項目が経済復興の足枷になっていることが明確になり、1946年以降、経済発展に直接関連する政治的取り極めは、経済優先政策の中で変更されることになった。そして1947年以降は、武装解除と民主化への着実な統治の中で、ドイツの政治的独立と、それに伴う連合国撤退の時期と方法、そういった場合のドイツの再軍備の問題が明確になってくるのである。それゆえ、後にこれらの条約の基盤の上に、相互の安全保障に関する取り極めが結ばれることになったのである。

Bグループはその相互安全保障条約である。ボゴタでの米州経済協力に関する基本的協定では、米州諸国間の民間投資を相互に尊重し、外国商社への差別待遇の撤廃をはかったもので、その為の具体的方策を定めた。米州相互の絆を強めたもので、ボゴタ条約直後に調印され、これを補強するものとなった。なお、ボゴタ条約に関してコスタリカは、軍事協力についてはこれを留保している。

政治的条約は、例えば1947年の米国とフィリピンの基地協定のように（後に1951年の相互防衛条約の布石となる。1991年に延長を否決し米軍は1992年完全撤退）軍事協力などの軍事的要素を含んでいる。なぜなら、1950年代の、大量のコストの安い核兵器を局地紛争にも使用する可能性を前提としたアメリカ外交と大量報復戦略は、当時、核兵器が大陸弾道弾形式ではなかったために、この時期、並びにこれから結ばれる二国間条約に大きな影響を与えたからである。すなわち、同盟国同士の相互安全保障条約

と、それに伴う基地の使用の合意と約束である。軍事同盟網は、その初期の段階においてソ連を中心とした共産主義諸国を、西ヨーロッパの復興と合わせて「封じ込め」、結果的に包囲するものとして存在したが、同盟関係の深化は、それ以外の国家間関係の可能性をも封じ込める事になった。それゆえ、この時期の、特に米国が関与した相互援助条約は、1950年代に入って、より具体化された軍事同盟に展開する可能性を有していた。アジアにおける日米安全保障条約はその典型的な例であると言えよう。

今日、東西の「冷戦」構造が崩壊したことを受け、条約離脱の動きもある。フィリピンの例と同じく2001年9月8日にはメキシコのオーラクス大統領がOAS米州機構会議で、リオ条約離脱の演説を行った。この条約が冷戦時代の性質を色濃く残していることへの批判があったことからきている。離脱によってこの条約の合意に参加しないという側面を強調したものであった。また、西ドイツ駐留の米軍の大幅な削減と東ドイツからのソ連軍の完全撤退など、条約の内部での変更や、条約そのものの解消、政府の解体と吸収などの形で変更したケースも多い。

CグループとDグループは、中華民国政府の締結した条約であるが、蒋介石国民政府の締結した諸条約に関しては、中華人民共和国人民政治協商会議共同綱領で再確認されるように、外国人が人民解放軍の法規に服する限り、その生命、財産を尊重する（フランスの場合、企業は活動を継続できる代わりに、社会主义制度の制約下に入る）ことが既に4月、朱徳の声明で明らかになっている（4月25日）。

中華民国は、各国と通商協定、並びに経済協定を締結しているが、1946年1月の中国共産党政治協商会議で、内戦の回避、複数の民主会派との長期の合作、統一、憲政への移行が強調され（「和平建国綱領」）、また、アメリカの中華民国への投資、貸付に責任を負わない旨が表明された（1946年7月7日中国共産党中央委員会）。

また、特にアメリカに関して、国民党への軍事援助に関する協定は無効であると表明された（1948年11月21日）。この流れは後に1949年以降、アメリカ財産の凍結と審査、その後の移管と処

名称	年月(調印)	場所	名称	年月(調印)	場所
Aグループ			Dグループ		
・ヤルタ協定	1945.2.11	ヤルタ	・中華民国及びソ連間の鉄道に関する協定	1945.8.14	モスクワ
・ドイツの敗北並びに英米ソ仏政府による、ドイツに関する最高権力掌握についての宣言	1945.6.1	ベルリン	・中華民国及びカナダ国間通商協定	1946.9.6	南京(交換)
・國際連合憲章	1945.6.26	サンフランシスコ	・中華民国及び米国間友好通商航海	1946.11.4	南京 48.11.30批准書交換
・対日ポツダム宣言	1945.7.26	ポツダム	批准書交換		
・対独ポツダム宣言	1945.8.2	ポツダム	条約		
・欧洲枢軸国諸国の主要戦争犯罪人の訴追及び裁判に関する協定並びに同付属文書1国際軍事裁判規則	1945.8.8.		・中華民国及びカナダ国間金融協定	1947.1(立法院批准1.7.)	カナダ大蔵大臣及びカナダ駐華代表間協定
・ポツダム宣言受諾に関する8日10付帝國政府申入	1945.8.10		・中華民国及びソ連間水疊満発電所管理に関する協定	1947.1.15	
・日本の降伏文書	1945.9.2	東京湾上	・中華民国及びアルゼンチン国間友好通商航海	1947.2.11	
・降伏後の日本軍政基本指令	1945.11.3	ワシントン(9月22日ワシントン公示)	・中華民国及びシャム国間貿易協定	1947.4.4	
・英國及びインド並びにシャム国間平和条約	1946.1.1	シンガポール	・中華民国及びフィリピン共和国間友好条約	1947.4.18	マニラ
・ドイツ武装解除に関する米英ソ仏四国間条約(パリ外相会議におけるパンズ提案)パリ	1946.4.29	(発表)	・中華民国及びイタリア国間経済取締	1947.7.30	
・日本の非武装化に関する条約案	1946.6.21	米国務省、英、ソ、中三国に提示	・中華民国及び香港間経済協定(密輸防止協定)	1947.8.19	香港
・オーストリア管理機関についての米英ソ仏四国間協定	1946.6.28	ウイーン	・中華民国及びカナダ国間通商協定	1947.10.14	オタワ
・米国、英国及びカナダ間兵器規格統一に関する米国務省声明	1946.12.9		・中華民国及び米国間の対中国救済協定	1947.10.5	南京
・イタリア国と連合国との間の平和条約	1947.2.10	パリ(実施9月15日)	・中華民国及びインド国間バーター協定	1947.12.7(米国務省発表)	
・米英ソ仏四国間のイタリア海軍分割に関する協定(イタリア軍に認められた艦艇保有量を除く残りを米英ソ仏ユーロ、ギリシアに分譲)	1947.2.10	パリ	・中華民国及び英國間密輸防止協定	1948.1.12	南京
・ハンガリー・連合国間条約	1947.2.10	パリ(実施9月15日)	・中華民国及びインド国間貿易協定	1948.3	パリ
・フィンランド・連合国間条約	1947.2.10	パリ(実施9月15日)			
・アルガリア・連合国間条約	1947.2.10	パリ(実施9月15日)			
・ルーマニア・連合国間条約	1947.2.10	パリ(実施9月15日)			
・太平洋における旧日本委任統治諸島に関する米国信託統治協定	1947.4.2	安全保障理事会承認			
・降伏後の対日基本政策	1947.6.19	極東委員会採択			
Bグループ			Eグループ		
・全米相互援助条約(リオ条約またはペトロボリス条約)	1947.9.2	ペトロボリス	・ドイツに関するパリ賠償協定	1946.1.14	ワシントン
・経済的、社会的及び文化的協力並びに共同防衛に関する条約(オランダ、仏、ベルギー、ルクセンブルク)	1948.3.17	プラッセル	・ドイツ在外資産に関するスイス国及び連合国間了解事項並びに取締	1946.5.25	
・ノルウェー、米、英國間軍隊の規格統一に関する協定	1948.3.31	国務省発表	・ドイツ在外資産に関する連合国及びスウェーデン国間了解事項並びに取締	1946.7.18	ワシントン
・米州機構憲章	1948.4.30	ボゴタ(コロンビア)	・ドイツ人所有特許権の取扱いに関する協約	1946.7.27	ロンドン
・ボゴタ条約米州諸国間の平和維持を目的とする紛争の平和的処理方法を規定	1948.4.30		・イタリア講和条約	1947.2.10(9.15実施)	プラッセル
・米、英、仏、ベルギー、オランダ及びルクセンブルク六国間西ドイツに関する条約	1948.6.7	(コミュニケ発表) 各首都	・赔償目的のため収奪される国民、法人に対して補償。連合国がイタリア国民の財産に対して他の請求権を満足するために行う生産、留置、収用を補償。		
・西欧五カ国共同防衛条約	1948.7.20	(コミュニケ) ブラッセル	・アメリカ、ユーゴ両国間、両国民間請求権解決に関する協定	1948.7.19	
Cグループ			・ドイツ在外資産に関する米、カナダ、オランダ国間紛争解決に関する協約	1947.12.5	
・外蒙人民共和国及び中華民国間友好条約	1946.2.13	モスクワ	・仏、英、米三国間のドイツ通貨改定に関する協定	1947.1.21	
・外蒙及びソ連間友好・相互援助条約(ソ連批准4.27)	1946.2.27		・仏、米、英、ソ連国間のドイツ新旧通貨10対1の交換協定	1947.4.23	
・中華民国及び集団間對華空軍援助に関する協定(国民党政府に対し爆撃機、戦闘機を含む第一線1,071機提供)	1945.9./1948.2.27	米国務省発表	・ルール炭輸出に関する三国協定	1947.12.22	ベルリン
・中華民国及びシャム国間友好条約	1946.1.23		・ザール炭三國協定	1948.1.28(仮別簽名)	
・治外法権撤廃に関する中華民国及びスウェーデン国間条約	1946.4	以前協定締結南京	・ザールおよびザールの経済併合をドイツよりフランスに分割することに関するアメリカ合衆国及びイギリス国並びにフランス国間の協定	1948.2.20(仮別締結調印)	ベルリン
・治外法権撤廃に関する中華民国及びデンマーク国間条約	1946.5.20	南京			
・治外法権撤廃に関する中華民国及びオランダ国間条約	1947.4.1	南京			
・治外法権撤廃に関する中華民国及びポルトガル国間条約	1947.4.18	南京			
・中華民国及びフィリピン間友好条約	1949.2.28	署名、6.8実施 重慶			
・治外法権撤廃に関する中華民国及びフランス国間条約					
Fグループ					
・国際關稅協定	1947.10.24	ジュネーヴ 23カ国署名			
・世界小麦協定	1948.3.6	ワシントン 36カ国署名			
・国際貿易憲章	1948.3.24	ハバナ 53カ国署名			
・米州經濟協力に関する基本的協定	1948.5.2	ボゴタ			
・ブレトン・ウッズ協定	1944.7.19	ブレトン・ウッズ45カ国署名)			
・対独賠償パリ会議における最終協定案	1945.12.21	パリ			

理という方針へと具体化することになった。すなわち、東アジアの中国においては、この短い期間に締結された条約は、国民党への軍事援助関連のものに関して、国民政府が台湾に移ったため、1949年以降、大きく変更されることになるのである。

戦後の三年間、アジアにおいて中華民国の締結した経済条約ならびに軍事援助条約が多いこと、また不平等条約解消が戦後二年間でほぼ完了（英、米等とは日中戦争中）していることを考慮すると、国民政府が、既に内戦が始まっていたものの、戦前の経済水準回復のための基盤を築こうとしていたと捉えることができる。

AグループとセットになったEグループのドイツに関するパリ賠償協定は政治的協定とも言えるが、賠償を経済問題であると明確にする点で（つまり安全保障と賠償問題を切り離す意味で）、経済協定であるとされる。ポツダム協定で明確にされたドイツの責任とその軍国主義を支えた各種工業の解体と賠償の課題は、前章で述べたように、具体的にはパリ協定（1946）で決定された、ブリュッセルに本部を置く連合国間賠償機関IARAによって行われることになった。1947年からの四カ国の本格的な対立を経て、また1948年までの約三段階にわたって行われたドイツ企業の解体（Deutsche Reichsbahn, Kruppなど）は、1949年には事実上停止された。そして最終的に1953年にはロンドン協定によりドイツ賠償は停止された。しかし少なくとも、1948年までに、この機関を経たものだけで、5億ドルが西側に支払われたが、その他に、フランス、チェコなどの連合国に個別に、石炭が生産品による賠償として運搬された²²⁾。実際にはIARAを通さずに回収された施設が多いため、この額はかなりの過小評価である。また、連合国側の戦後最初の数年間に、復興に大きな役割を果たしたドイツ人捕虜による労働が算入されなければならない。例えば1945年時点で、およそ150万人のドイツ人捕虜がソビエト領内に存在した。占領地で解体された企業の労働者も、捕虜に加えて強制労働の対象となった。WismutAGでは、1950年終わりには、195,000人のドイツ人と11,000人のソ連国民の労働力が、工場の成長

を支えていた²³⁾。

同じくEグループのルール炭輸出に関しては、石炭輸出のいわゆるスライディングスチール制の継続を約束したもので、ルール地域の石炭生産額が一日30万トンに達した場合、年間750万トンがヨーロッパ域内諸国に輸出されることを取り極めた。関連して、ザールに関する協定では、ザール地域よりドイツへの輸出支払いはドルで支払われることが取り極められた。

ドイツの債券問題に関しては、1953年2月27日署名（9月16日実施）のドイツの対外負債に関する連合国及びドイツのロンドン協定（賠償問題の確定的規制）による一つの解決まで、債権の検討は延期となった。また、オーストリアの例に見られるように、農業資産を回収したソ連との間で、戦争捕虜の送還費用と、その回収額とを相殺した（32,785ルーブル）方式も検討・採用された。

前章でŽukovが報告したように組織的な、アメリカによるドイツの技術的、知的財産（特許を含む）の知的「賠償」の取扱いは、戦後のアメリカ宇宙開発NASAの各種プロジェクト（アポロ計画を含む）に応用された。このプロジェクトは、ドイツからアメリカに連れてこられた科学者たちの多大な「貢献」に負うところが大きい。多岐にわたる技術情報（軍事情報に限定されないテープレコーダー、風洞、合成ゴム・燃料、ディーゼルモータ、カラーフィルム現像、繊維及び紡織機械、工作機械、アセチレン、セラミック、光学、光学レンズ、圧縮機械、鉄圧延技術、重工業機械、電子コンデンサ、電子顕微鏡、圧力铸造機その他である）や特許がアメリカに渡り、その中でドイツ人学者とアメリカ人学者の相互関係がネットワークとなり、西ドイツの復興援助に大きく影響した²⁴⁾。中心となつたのは、1947年6月30日までこの目的のために機能した、War and Commerce Departments の後者に属するOffice of Technical Services (OTS)とヨーロッパのField Information Agency, Technical (FIAT)であった。このネットワークは後に、ヨーロッパ全体の復興よりもまずドイツの復興に重点を置くというアメリカの政策のもとに、マーシャル・プランの具体化と同時に実効力を持

つことになった。

Fグループの世界経済と食糧問題に影響を与える穀物に関する協定、世界小麦協定は、アメリカ（1.85ブッシュル）、カナダ（2.30ブッシュル）、オーストラリア（0.85ブッシュル）から輸出される小麦価格に関するもので、36カ国参加、協定から5年間、5億ブッシュルを限度として最高価格を2ドルと定めた。最初の年の輸出最低価格を1ブッシュル当たり1ドル60セントとし、そのあと毎年10セントずつ引き下げるとした（5年間に1ドル10セントとする）。

53カ国参加の国際貿易憲章は通商上の特恵関税制度と輸入割り当て制度を規定し、多角的貿易と国際経済の促進をはかるものであった。

このように、Fグループの条約は、国際機関の戦後活動に直接関わるものであった。国際連合の専門機関である国際通貨基金IMFが1944年調印されたブレトン・ウッズ協定（国際通貨基金協定）によって1945年12月に発足した。IMFは一般に知られているように、為替秩序の維持、為替切り下げ防止、為替制限廃止、多角的支払い制度、短期的為替基金の供与と国際収支の是正等を任務として、ドルショック、及びスマニアン体制後の1973年変動相場制採用以降の外貨借り入れと特別引き出しの機能を有するようになる。敗戦国西ドイツと日本が、IMFに朝鮮戦争さなかの1952年に加盟したことは、ヨーロッパとアジアにおける冷戦の最前線における、両国に対する西側同盟諸国の経済戦略によるものであった。

Fグループ条約締結の時期、1947年11月17日多国間通貨相殺に関する第一次協定によってヨーロッパ九カ国は1949年1月から多国間決済システムが本格化し、いわゆるマーシャル・プランの実践に入った。正会員はベルギー、オランダ、ルクセンブルク、フランス、イタリアであり、準会員はイギリス、ドイツ、ノルウェーである²⁵⁾。世界銀行、IMF、ポルトガル、英米軍政府代表、スイスはオブザーバーであった。（1947年7月第1回マーシャル・プラン欧州援助会議で決済協定の作業委員会が設立され、この延長線上にOEEC（欧州経済協力機構、後のOECD）が設立されることになる）。

条約の段階的構造と背景はこのようなものであった。

これらの条約の条文における経済的側面と政治的側面の重点の違いを比較し、締結された条約の政治・経済分野の別を百分率で示すと図1のようになる（図1参照）。

一見無関係に見えるこれらの条約の重なり合いを見るとき、この戦後の短い四年間、戦禍を被った大陸、島々のうち、ヨーロッパとアジアにおける諸条約の進行状況と性質とには、明らかな違いがある。すなわち、ヨーロッパにおける諸条約は、ドイツ賠償関連の条約と、ドイツ占領下にあった諸国と連合国間の条約、ヨーロッパ経済復興関連条約の大きくわけて三つの性質を持つ条約の延長線上に、国家間の関係が1948年に入って急速に共同防衛条約へと変化していく点が特徴的である。

翻って東アジアのケースでは、中華民国と日本に関する条約以外はこのような明確な傾向は見られない。これは、旧植民地諸国が独立の過程にあり、また独立間もない状況において、強力な政治基盤をまだ有していなかったこと、また、内戦に関連した軍事条約に重点が置かれたこと、敗戦国日本との関係を構築する際の「連合国」として外交舞台で認められる国が少なかったこと、アメリカによる日本の民主化と東アジアにおける位置付けがこれら諸国の動きに先行していたこと等によるものと考えられる。従って、東アジアのケースでは、特に東南アジアにおいて、旧宗主国との国家条約、また東南アジア諸国同士の経済条約が主流となっている。

（3）ボン基本法とヨーロッパ諸国との約束

戦前の経済的水準を回復し、さらにその先へ、豊かさを確実なものとして経済発展を成し遂げる過程における優位性を巡る衝突は、次の戦後目標へと、連合国の方針を移行させた。経済的繁栄を維持する法体制と「軍事力」を、ヨーロッパの対立する中央部において強化する政策が、「復興しつつある戦後世界」を守るために必要と考えられたのである。

1954年のパリ諸条約は、これによって西ドイツが主権を回復した条約であるが、10月21日パリにおける三日間の会期を経て、五つの条約が

約束——第二次世界大戦後の国家間条約の構図と賠償、軍拡への道——

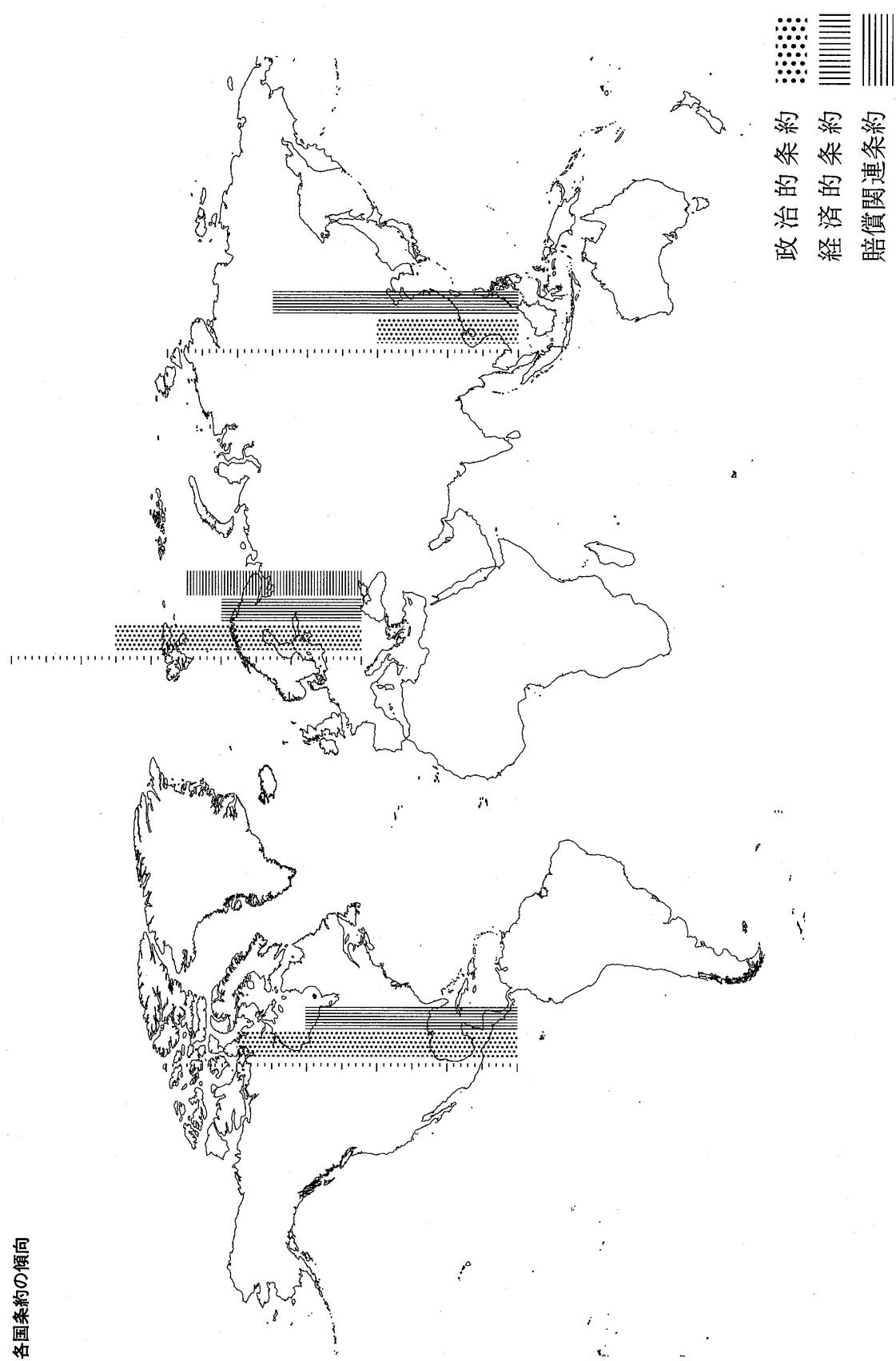


図1 各国条約の傾向

成立したものであった。1・いわゆるドイツ条約（米英仏三カ国の西ドイツ占領終結）確認並びに西ドイツ主権の回復、2・米英仏三カ国軍の西ドイツにおける外国軍駐留条約（駐留部隊の安全保障権は留保）、3・西ドイツとイタリアの西欧連合（WEU）加入に関する議定書、4・西ドイツのNATO加盟とNATOの枠内での再軍備、5・ザールラント自治協定（但し、1955年10月の住民投票の結果、ザールラントはフランス占領を脱し1957年西ドイツに編入した。したがって5は無効となった。）

つまり、ブリュッセル条約を拡大し、敗戦国西ドイツとイタリアを含めて西欧連合を創設し、そのもとで西ドイツの再軍備を承認し、さらにNATO加盟を認めるというものであった。NATOは、その初代指導者アイゼンハワーによれば、NATO諸国を結び付け、いずれかの加盟国が他の加盟国、あるいはその他の国に侵略を行った場合に備える「防衛的」なものとされる。つまり、自由選挙によってドイツを統一し、しかもその統一されたドイツが固有の権利をもって集団的自衛権行使する西側安全保障の共同体に参加することが、問題となっていた。そしてそのための具体的な安全保障条約を締結する用意があるという姿勢は、1955年のジュネーブ会議でも確認されることになった²⁶⁾。連合国がドイツ占領を終えるということは、ドイツが東西統一をした一つの国として国际社会に戻るか、それとも体制の異なる二つの国として、東西陣営対立の最前線を象徴した形でそれぞれ独自に戦後の目標と国家建設を行うかという問題そのものを意味していた。

しかしヨーロッパの安全保障の長期的視野から見た場合、西ドイツの再軍備と軍事同盟への加入は、ソ連をはじめとする東ヨーロッパとの亀裂を深めることになった。ベルリン会議でモロトフが主張したように、ソ連の考えるヨーロッパの安全保障は、ドイツが再び軍事大国となることであり、ドイツの東西統一問題よりはその意味における安全保障の確立にあったからである。ソ連の長期的ビジョンが、ソ連占領区の東ドイツを中心に将来ドイツを「統一」することにあったとしても、当初は統一ドイツが

西側の影響下で実現される限り、それ自体がヨーロッパにおける脅威となり得ること、ドイツの賠償、非軍事化こそが政策の中心であったということができる。従って、この時期の西ドイツのNATO加盟は、同じ時期に国際連合における中国の代表権問題を巡って対立していた米ソのアジア安全保障問題と相まって、ドイツの統一を不可能にしたのである。この状況、時期での統一は、西側か東側どちらかのドイツによるもう片方への軍事的侵攻というリスクを意味していたからである。

従って、特に西ドイツの憲法、すなわち基本法は、将来、東西ドイツが統一されることを視野に入れ、この法が暫定的なものであることを明記し、時間的、空間的制約を課し（すなわち将来統一される時間、東側が統一ドイツに含まれるという空間的な枠組み）、その上で東西が独立した国家として後に成立することになった。

「私たちは、一つのヨーロッパの中のドイツの統一のために努力する。それによって平和と、前進と、安寧に到達することができる。これは、過去のいくつもの戦争の恐怖から学んだ教訓なのである²⁷⁾」ドイツの憲法と、それによってたつドイツ国は、ヨーロッパの将来を左右するものとドイツ国民にも、連合国にも認識されていた。

西ドイツの基本法（Grundgesetz）は、米、英、仏三カ国占領地の全州議会協議会（基本法制定会議）、すなわち同じ地域内のすべての州議会から選ばれた代表者65名からなるいわゆる評議会が、西側三国軍政庁と協力して、起草、審議、採択された。連合国軍政府は、ドイツの戦後体制は連邦制が最も適切であるという指示を出し、憲法にそれを強力に反映させることを希望した。このような希望に応じた形で、1947年6-7月、ドイツ社会民主党は将来のヨーロッパの国家連合体への帰属を視野に入れてドイツは存立するべきとし、戦争は政策手段としてはこれを用いず、従って憲法の中からこれを排除するとした原則を発表した。また、キリスト教政党は、地方と中央の政治権力の配分についての詳細な提言を発表した。占領三カ国は西ドイツの

将来の政治体制に関して、合意済みの、あるいは目下取り極めの協議中にある一連の管理事項、ルール地域管理行政、賠償、企業の地位、カルテル解体、武装解除、脱軍国主義化、特定の科学的研究の形式についてはドイツ政府と連合国との関係に関し厳格な定義を必要とし、連合国との管理の行使を残すとした²⁸⁾。1949年5月8日、賛成53名、反対12名で基本法は成立し、この評議会は任務を終えたが、そもそもバイエルンを始め、各州は独自の憲法を有していた為、西ドイツの基本法はそうした州の経験に基づき、草案が練られ²⁹⁾、本来有していたドイツの各州の、連邦制に適した性質と馴染んだものとなった。ナチス党員としての過去を持たない人々によって練られた草案は承認され、コンラート・アデナウアーが新生ドイツの首相となったとき、連合国三ヵ国は軍政の代わりに高等弁務官を置くことになった。いわゆる直接占領から間接占領に移行したわけであるが、外交、軍事に関する決定権は、連合国側にとどめ置かれた。また、連合国軍隊も引き続き駐留することになったことは既に述べた通りである。

基本法が成立した1949年は、一連のヨーロッパにおける戦後処理の基盤となる条約が具体的な形で成立を迎えた時期でもあった。日本国憲法に遅れたこの三年間の間に、ヨーロッパに重点が置かれていた戦後国際秩序における西側連合国間の衝突のなかで、アメリカのドイツ政策が、ドイツの「再軍備」という布石を基本法の中に残すことになった。

パリ条約へ至る米、英、仏、ソ四ヵ国との間に存在した対立は戦後体制に関わる軍事的側面から、また、政治的な側面から理解されるべきものだろう。すなわち一つは、戦後ドイツの、反全体主義的自律性の抑圧であり³⁰⁾、もう一つはヨーロッパの中の中央に位置する、「敗戦国」でありかつての軍事大国ドイツの、政治的な権力真空状態をどう埋めるかという問題である。前者はドイツ人による基本法作成とその承認、さらにはその基本法に、将来の再軍備の余地を残したことにより示される。これは、基本法が改正され、国防の権利と兵役の義務を明文化した、1954年3月の第73条となって具体化した。

後者は、この十年後に住民投票で手放すことになるザールラントというドイツ西部の地域と、ベルリンのヘルムスドルフからヴェッディングへ至る小さな地区のみがフランスの占領下に割り当てられたことで、連合国との「勝者」としてのフランスの面子を傷つけるものであったこと、また賠償問題に関連して、1949年には寛大な処置とドイツ復興に力点を置く英、米の政策に同調していくものの、ドイツを巻き込んだヨーロッパ安全保障における「軍事的主権」の問題に、後にフランスがNATOを離脱してヨーロッパにおいて独自の地位を築くことになる一つの伏線が生き続けることになった。

すなわち、復興の「約束」は、経済的な豊かさのみならず、国内法、なかんずく憲法である基本法における将来の集団的自衛の機構ないしは同盟関係へのドイツの参加という政治的位置の確定を含むことになったのである。従って、武装解除と賠償問題の経済復興への転換のみならず、憲法確定の経緯から見て、西ドイツの場合、戦後復興において「世界におけるドイツの地位」を捉え直す作業よりもむしろ、「ヨーロッパにおけるドイツの地位」を定めるという出発点を持っていたのである。このことは、ヨーロッパという国家群が、実際には資源国でありさらに技術、産業部門、貿易の最大の顧客であったドイツの経済的地位に加えて、地理的に大陸の中央部に位置するドイツの、ヨーロッパという共同体への取り込みを非常に重視していたことを示している。戦後、東アジアという共同体において、日本をアジア諸国との国も安全保障の枠組みに取り込む必要性、あるいは共同体の一員として積極的に見なさなかった事実とは対照的に、ドイツのヨーロッパにおける地位は、条約締結の観点からも、将来あるべき関税同盟の要としても、急務であった。

その共同体のある意味での連合を、特に経済的統合として現在のEU(European Union)が実現しているわけだが、その前身としての欧州共同体ECには、国際法、国内法のどちらにも当てはまらない独自の超国家法が適用された(欧州共同体法)。また、これは欧州連合にも引き継がれることになった。いわゆる欧州共通外交、

司法内務協力をはじめとする諸政策は、欧州連合における法が各国内の諸法律、憲法に優先し、その修正を迫る作業にも発展し得る。かつてのECの構成要素である欧州経済共同体EEC、欧州石炭鉄鋼共同体ECSC、欧州原子力共同体Euratomの三共同体条約（单一欧州議定書）と、共同体諸機関の法規（このうち規則Regulation/Verordnungは全加盟国に法的拘束力を有する）、欧州裁判所判例（判例法）、加盟国共通の法の一般原則がこの上位の法原則の根拠となっている。このように、ヨーロッパ全体において加盟国に法的拘束力を有するシステムが、二重、三重の同心円となって、ヨーロッパにおけるドイツの行動を決定付けてきたと言える。その作業は、ドイツとフランスの協調から出発し、繰り返し描き重ねられた円の構図でもあり、そのため修正に修正を重ねた組織系統が複雑になり過ぎるという批判も起こっているが、全体として欧州の枠組みの強化には有効となっているのが現状である。ドイツのヨーロッパとの合意と約束は常に確認されていると言えよう。

3. アジアにおける戦後共同作業

(1) 生存と独立への復興

食糧事情と輸出入は、戦前と戦後の客観的状況を大枠で理解する助けとなる。各国の詳しい状況は紙面の都合上割愛するが、食糧問題は、復興の再重要課題の一つであった。

食料生産高に関しては表3の通りである。中国に関しては、建国以降、爆発的に生産高がのびるのは1976年以降である。この1945-1949年の四年間、各国の原油產出高はむしろ低くなっている³¹⁾。

また、主な貿易相手国とその貿易額は表4の通りである（中国に関しては1939年から1949年までの正確なデータがない。そのため1938年と1950年の貿易額を見てみる）。また、日本の歳入額は1939年17,366（単位100万円）、1945年に106であった。

以上の表は、統計が取られていないケースが多いことを差し引いたとしても、ヨーロッパのケースと比べると、復興が戦前の水準に回復することを第一目標にしていたというよりは、全体の水準をより向上させることと、国家建設そ

表3 食用作物生産高（単位1,000t）

		小麦	大麦	とうもろこし	米
中國	1939年	9,910	4,576	3,564	50,086
	1945年	10,974	4,043	3,620	44,090
	1949年	20,640	6,600	6,483	44,500
日本	1939年	1,658	844	-	10,345
	1945年	943	535	-	5,872
	1949年	1,304	954	-	9,383
韓国	1939年	342	-	-	2,665
	1945年	44	-	20	2,380
	1949年	111	-	16	3,197
インド	1939年	10,123	1,884	2,259	39,260
	1945年	10,805	2,353	2,520	40,952
	1949年	5,741	2,241	2,046	35,312

表4 主な貿易相手国とその貿易額

中国（1930,38年は単位両／中国ドル名目価格100万）1938年満州除外						
	1930年		1938年		1950年（米国ドル）	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
ドイツ	69	24	113	57	11	8.7
香港	218	165	25	246	8.5	115（マカオを含む）
日本	327	221	212	118	26	21
イギリス	232	133	71	57	41	33
アメリカ合衆国	-	-	151	87	143	95
ソビエト連邦	-	-	-	-	185	152

日本（円／名目価格100万）						
	1930年		1945年		1949年	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
オーストラリア	94	25	-	-	7,503	5,525
中国	284	403	854	372	6,180	10,505
フランス	17	27	-	-	1,194	1,821
ドイツ	106	11	3	-	2,324	315
インド	180	129	5	-	4,363	19,473
インドネシア	60	66	1	6	4,775	9,042
台湾	217	120	-	-	8,993	2,143
イギリス	93	62	-	-	1,541	12,593
アメリカ合衆国	443	506	22	-	176,807	30,737

のものの推進が課題であったと言えよう。ヨーロッパの、ある一定の水準に達していた経済を回復するという課題は、それゆえ、アジアのケースにおける戦後復興とは同列に論じることはできない。全体としては低成長の、しかし様々なレベルのアジア諸国この数字を見るとき、アジア全体というよりは、日本の侵略を被っていたアジアの各国が、それぞれ個別に国家経済と、まず独立という政治的課題に直面しなければならなかった事実を考慮しなければならないのである。

それゆえ、実際に冷戦の本格化と、直接的には中華人民共和国の成立と朝鮮戦争に至るまで

は、「連合国」にとって「戦後世界秩序」は、主にヨーロッパを舞台として形成することが強調されたのである。

(2)条約と憲法の成立時期から見た約束の本質
このような経済復興の実情を背景に、しかしアジアにおける日本の戦後の位置付けは、日本が侵略を行ったアジア諸国との政治的合意と約束、そしてアメリカとの関係の構築から始まった。この国際社会への復帰の途上で、冷戦の深化と朝鮮戦争によりその転換が決定的になったアメリカのアジア政策により、日本の国内における方向性と対外関係は、いくつかの混乱を生じながら180度の変化を被ることになった。し

かし重要なことは、日本が依って立つ戦後の最大の価値が何だったのかということである。なぜなら、ドイツのケースと一様に比較することはできない背景には、戦後の「共同作業」という課題から光を当てるとき、いかなる政体といかなる目標を持つかを明確にした憲法を確定した上で各国と合意と約束を交わすことによって、アジアにおける日本の位置を再確認することに、作業の本質があったからである。

(3)日本の賠償

「戦後」の、国際情勢の「変化」において主導権を得ようとしたアメリカによってイニシアチブをとられた「寛大なる講和」が、サンフランシスコ講和条約に先立って、欧州の敗戦国と同様に、日本における非軍事化、軍国主義を支えた価値の絶滅、民主化という政策の延長線上にあったにしても、被害国にとってはそれが急がれ、強要されたという側面を持っていた。講和会議で、被害国は一様に、この寛大さに批判を表明した。特に、賠償の法的な基礎となっていた第14条は、日本人の役務で支払う「役務賠償」の原則を定めたのみに留まり、具体的な金額や支払う相手国に関しては規定しなかった。従って、これらの課題に関しては個別の交渉や協定を行う必要があった。また、朝鮮戦争のさなかであり、復興と特需に湧いていた日本のアジアにおける戦争の責任と処理、位置付けといういくつもの重要な作業を分離して協議を深めないままに、条約調印の運びとなった。講和条約という国際的な場における、日本の戦争行為に対する日本自身の積極的な立場が明確にされることがないまま、アジア諸国との個別の場においてそれらの課題が再認識、並びに構築されなければならなかったのである。それが例えば具体的には賠償という形で問題にされるとき、事実、中華民国（国民政府）とインドは個別に日本と平和条約を締結して賠償請求権を放棄し（中華人民共和国も後に請求権を放棄）、カンボジアとラオスも後に請求権を放棄し、結果的に日本はサンフランシスコ講和条約によって賠償を請求したベトナムとフィリピン、条約を批准しなかったインドネシアと会議に参加しなかったビルマ（現ミャンマー）とだけ、賠償

の交渉に入ったのである³²⁾。

個別交渉国には、日本の役務と生産物の輸出が取り決められ、その実情に関する資料も残っている。賠償、経済強力、経済技術協力に関して1950年代中半から1960年代に協定が締結、批准され、実行された³³⁾。しかし1955年以降の政府間交渉では、日本側のいわゆる減額を求める態度が目立っている。

1955年3月20日にはビルマへの資産返却政令改正がなされ、これに先だって1954年締結の講和条約第5条に再検討条項が設けられていたことにより、いくつかの変更が行われた。他の請求国との均衡が問題となったのである。例えば1961年1月16日ビルマ賠償第6年度は151億8,900万円、開発に22億、資本財に69億等、主に資本投入が上位を占めていた（1961年1月17日発表）。1955年の2億ドルを10ヵ年払いで年平均数2,000万ドル、72億円という当初計画は日本側の主張で延期された。タイに関しては1955年3月30日ワン・ワイヤタヤコーン外相と重光葵外相との会談でタイ側が500億円案を提示した。従来、15億の特別円で1,300億円、つまり在タイ軍需物資調達のため、タイからバーツ貸借給を受け、東京でそれと同額の特別円を日銀のタイ勘定に振り込んで物資を買っていたわけで、その額を算定したのであった。これは、同月ダレス国務長官とアジア西南太平洋諮詢会議の、日本商品を東南アジアへ輸出することを促進する発言の後であったが、日本側の減額を求める要求にあうことになった。1961年の日本の完全失業者が84万人にのぼった年、日本・タイ特別交渉が妥結し、54億を5年間で支払い投資、借款で96億円を支払うことになった（4月10日）。同じ頃、4月26日には公約として住宅減税が最重要項目として言明されていた。また、フィリピンについては1953、1956年の賠償協定と経済開発に関する交換公文で生産物が役務を大幅に上回ったが、日比賠償協定交渉で民間借款2億5千万ドル2年度で72億円の借款条件が厳しすぎること、延べ払いをめぐる問題等、借款条件緩和をフィリピン側が要求したが日本側の姿勢は厳しいものだった³⁴⁾。全体に、交渉における日本は、相手国への条件の制限や支払いの減額を求める

等、被害国に対する、あるいはアジア諸国における日本の「戦争行為」への、あるいは損害を与えた「過ち」への、今後日本自身がそれによって変わっていく大きな原動力となるはずであった客観的で真摯な姿勢を欠いていた。

国内の政治的な法整備が進む一方で、講和条約以降個別に交渉した国々に関する戦前の調査は南方資源、輸出入量などに関するデータで、比較的多い（南方産業技術要覧等）。礦業、電力、化学、機械、繊維交通、港湾、また植民地宗主国の投資額など多岐にわたっている。インドネシアに関しては銀行準備金、貯蓄銀行、民間金融機関におけるヨーロッパ人の貯蓄高、為替業務限定の銀行調査、現地人貯蓄高、米穀銀行、質額等のデータが詳細に調査されている³⁵⁾。日本軍占領以前のこれらのデータにのっとって、南アジア地域の国々の受けた損失を算出するとすれば、第一に、これらの数値が日本軍占領後どの程度まで変化したのかを想定すること、第二に、どのような形でその賠償を支払うかということが課題であった。後にこれらは、ほとんどが、各国への借款と経済援助という形に転換していくことになった。

このような交渉や実態に関して、日本の各種メディアの取り上げ方は極めて消極的であった。新聞では、主な全国紙朝日、毎日、読売は、いずれも二面、あるいは三面の政府動向の一部の中で一段組わずか十数行という扱いが最も多い。むしろ、日本の「戦後」は、それに比して格段に扱いの大きかった「敗戦」そのものをどのように記憶するかということへの、具体的には「敗戦から終戦へ」、「終戦から平和国家へ」という、意識的な立場と論点の移行に力を入れていたと言える³⁶⁾。その延長線上に、実質的な再軍備は、「平和」と「繁栄」の中で準備されていくことになった。

(4) 約束としての憲法の成立／その価値を巡る攻防

この間日本国内では、国民との約束ともいえる、新たな社会関係の基盤が、憲法によって決定されようとしていた。1946年11月3日には日本国憲法が公布、翌年1947年5月3日施行された。「松本四原則」（1945年12月8日）、「憲法改正要

綱」（総司令部提出1946年2月8日）、「日本自由党憲法改正要綱」（1946年1月21日）、「日本進歩党憲法改正問題」（1946年2月14日）はいずれも主権が天皇に存する形をとり、日本社会党は天皇大権の大幅削減を含んだ上で主権が国家（天皇を含む国民共同体）にあるとする「新憲法要綱」（1946年2月24日）を提示していた。「憲法懇談会・日本国憲法草案」（1946年3月5日）では主権は天皇を含む国民全体とした。「日本共産党・新憲法の骨子」（1945年11月11日）、「憲法調査会・憲法草案要綱」（1945年12月27日）、「高野岩三郎・改正憲法私案要綱」（1945年12月28日）はいずれも主権を国民に存するとした。「日本共産党・日本人民共和国憲法（草案）」（1946年6月29日）³⁷⁾ではさらに、天皇制の廃止と財閥解体、侵略戦争への不参加と不支持を明記していた。これらの日本側の案に対し、マッカーサー・ノート（1946年2月3日）以降、総司令部草案の修正を重ねた案が帝国議会の、衆議院と貴族院にて時間をかけて修正されることになった。

日本にとってはじめて手に入れられた、価値と制度としての明確な民主化と非軍事化が明示されたこの憲法は、特に、講和条約の際にも言及されるように、アジア諸国に対する将来の日本の姿勢をその前文で明確に表現し、約束した。日本が二度と戦争を行わないという決意の下に国際社会への復帰が行われたのである。この憲法そのものが日本とアメリカの共同作業の目的を明確に具体化したものであり、日本とアジア各国との、これから行われるべき長い共同作業において、国家レベルでの明確な土台となるべきものであった。

しかし、この後1950年代、アジアにおける冷戦の分水嶺とする時期を経て、この土台はほかなりぬアメリカ自身と、日本国内の、この憲法を自らの価値としては認めない、押し付けと見なす勢力から、「国家」そのものとアジア国際政治における日本の行為を将来にわたって束縛するひとつの障害物と見なされるようになった。極東委員会によって「激励を与えられて」いた日本国民の間で、「占領軍とそこに代表を送っている列強の同意に関する誤解が生じてい

る懸念」が示唆されていたにせよ（極東委員会政策決定・憲法草案1946年3月10日）、ほかならぬ敗戦によってこれらの価値を得た事実とその価値の「明白な長所」を認め、共有してきた人々と、この価値を不当で国家の「自立した地位と意思決定」を束縛するものとして敵視する人々との間に生じた対立は、折に触れて議会の場やマスメディアで、また暗渠の中で、常に繰り返されることになった³⁸⁾。

しかし、敗戦の結果占領軍によってそれまでの権力者が政権から追われ、占領軍の監督のもとに新しい諸制度と価値が生ずるという敗戦の政治学的な影響が、すなわち「押し付けられた」ものであり、それによって、旧制度や旧価値の復活を取り戻せると主張しているモラルや「自立性」が失われたのではない。敗戦によって、自力で変わることのできなかった国の国民は「解放」され、初めて民主主義という諸価値を得ることができた。問題は、その価値を維持することに長けていないという点、政治に不慣れな国民であるという点、また、続く朝鮮戦争とベトナム戦争の特需によって空前の復興と繁栄を享受する中で、自発的に、その問題となっているモラルや「自立性」を捨ててきたのだという点である。何かを「押し付けられる」ことによって、本質的な価値観やモラル体系、自立性は容易に変更されるものではない。それに同意し、肯定的に捨てる選擇することによって変更されるのである。まさに、容易に変更されて「いない」のは、旧来の、戦前から暗渠の中で息づいてきた価値体系であり——国民の壮大な序列付けと制限、戦闘性、弱者への差別性、協調性と寛容性の欠如と多元性の軽視、過去への無頓着性が含まれる。すべて憲法が否定した諸価値である——、勝つか負けるか、強者が弱者かの二元論が基盤となっている。

そのような国民は何かを「守るために」過去を——具体的には旧来の価値システムと軍備拡大という形をとっている——取り戻そうとする。それは彼らが主張するように「国家を守る」ためではない。その主張にはあいまいでただ分かりやすい「守る」という言葉の背後に、言葉で解決することを放棄し軍事力を行使したあの

時代と同じ論理が流れている。暴力が解決の「最初の手段」であるというところに共通点を持っているのである。

この共通点は深刻な意味合いを持っている。

このような論理は組織や国家を「守る」のではなく、組織や国家の権力者を守るという本質である。彼らを含めて私たちは、祖父や父たちを戦場に送り、祖母や母たちを言語を絶する差別と爆撃にさらし、他国に軍隊を派遣し外国人の権利と生命を暴力によって剥奪した。そして私たちのうち誰が——国家を含めて——この壮大な暴力構造の中で運良く生き残り、しかし傷ついた彼等の声をまじめに聞こうとしたのかということが問題なのである。私たちは彼等と彼等の生命を差別という尺度で測り、富と忘却で彼等を「黙らせた」。兵隊は死んで当然であり（勝った戦争で死ねばなお望ましい）、女性は男性と国に奉仕し、国民は天皇のために死んでこそ意味があったという価値システムは、人間の生命そのものの序列であった。この構造こそが軍国主義と硬直した価値体系、腐敗した組織と壮大な差別システムを支えてきたのである。

単純で分かりやすく、戦闘的で差別的な発言を繰り返す個人への支持と賛美は、弱いものは生きている価値がない、やられたらやり返せと絶えず虐待され続けた人々が求める「力と強さ」への依存と盲従であると言える。このような力と強さこそが、「自律性」であるとする論議の中で、彼等は弱さを否定しながら、しかし自らは計り知れない「弱さ」を持っているのである。それを認めることは恥であり、弱いと言われることを何よりも恐れる人々は、それゆえ強さをさまざまな形の暴力で示そうとするのではないか。

その強さとは暴力であり、しかも常に弱いものへの暴力であり、それを正当化するシステムであった。そのシステムの中に生き、その強さを信じている人々の「弱さ」への反発が、「負けたこと」への反発なのだと言えはしまいか。しかし、私たちが戦後手にしたのは、おそらく現時点でもこの地球上で最も強い価値を持つシステムモデルであることを、強調しなければならない。

重要なことは、この価値が、戦争に負けたという厳然たる事実によってのみでなく、過ちを犯したという事実によって交わした、過去との約束であるということである。法的に効力を発したのち、この憲法によって将来にわたるひとつの国家の土台となる価値が国内的にも国際的にも（憲法は国際法に優先する）示されたわけだが、その長所をより普遍的なものとするべく積極的に適用されることが、翻って現今の紛争抑止に本質的に有用であるという側面は、軽視されている。この点で、1983年の「コスタリカの永世的、積極的、非武装的中立に関する大統領宣言」（1983年11月17日）は、1949年11月7日制定の憲法条項第十二条を更に積極的に推し進めるものである³⁹⁾。

1946年、日本国憲法が公布されたことは、二つの重要な意味を持っている。第二次世界大戦が終了した翌年に公布されたこの憲法は、その後の冷戦の深化に直接条文内容が影響されることが少なく、戦争後の国際関係における日本の地位を、その過ちの克服と国民の幸福という原点に立って作成された。いま一つは、講和条約よりも各国間条約よりも賠償関連条約よりもいち早く成立したこの憲法の、被害国との関係における本質的役割である。戦争の放棄と国民の権利、その延長線上にある理想に近づくための約束が、国民への約束のみならず、これら諸条約以前に、被害国に対する約束を意味するという本質である。1951年のサンフランシスコ講和条約での日本の姿勢、その後の日本の政治的姿勢が、この約束の本質に鑑みて、高度な政治的判断と客觀性に基づいているとはいえないものの、この時期にこの憲法を成立させた理念は、確かに、アメリカをはじめとする連合国の中にも存在していたのである。

西ドイツの基本法は1949年に成立し、条文内容は冷戦の深化の影響を強く受けた。1955年のNATOへの加盟と再軍備を視野に入れ、1955年に占領状態から脱したとき、東西の統一は不可能となっていた。日本のケースとは異なり、ドイツの各国との条約は基本法成立以前にその枠組みが引かれている。憲法が条約よりも遅れて成立しているのである。東西ドイツが国連に加

盟したのは1973年、国連総会が日本の国連加盟を可決した1956年に遅れること17年であった。ドイツの経済繁栄はヨーロッパの経済の安定を左右し、ドイツの再軍備はそれが分散された指揮系統下にあるものであったとしても、フランスを含めた旧被害国との安全保障問題の要となり、東西に別れたドイツの統一問題は、ヨーロッパ全体の秩序を左右した。ドイツ問題はすなわちヨーロッパ問題であった。

日本の問題は、この国が冷戦の先鋭化に従つて対共産主義の砦という存在になつていったことを差し引いたとしても、「アジアの問題」ではなかった。日本の問題はむしろアジアにおける「アメリカの問題」であった。あるいは、今日の金融市場で指摘されるように、もっぱら経済問題が逼迫した際に言及されるように、日本の問題は「市場に影響を及ぼす」問題であるかもしれない。むしろ、いわゆる先進工業国が戦後アジア諸国の実情をようやく認識させた事件が中華人民共和国の成立や朝鮮戦争であったとしても、アジアにおける国際関係の中で、日本の問題というよりは、中国の問題が直接「アジア問題」と深く関わることになっていくのである。

したがって、戦後国際秩序における「約束」という観点から見た場合、日本の問題とは、その「自律性」を含めて、憲法という各国との約束をいかに守るかということに他ならないのではないか。

結論

国家間の懸案や、戦争や事件によって生じた関係の傷、そして双方の前進のためには、いくつかの、前へ進むための手続きが必要となる。それは、明確で真摯な謝罪の言葉であったり、迅速な立法に基づく補償であったり、経済関係と交流を支えにした相互理解の上に立つ政治判断であったりする。アジアにおける日本とアジア諸国との間の関係を見るとき、いくつかの、未来への選択肢があった。講和条約の枠内でのみ各国を捉える選択以外にあった、調印国以外の国とのより長期的な関係の構築に向けた個別外交の可能性、戦争を行った国家として関係各国

との前進するための言葉、政治的未熟さと拙速な軍事的対外拡張政策の中で軽視されていたアジア諸国との関係構築である。例えば、風を受ければすぐに燃え上がる炭のように燐り続ける教科書問題や靖国参拝問題、度重なる政府要人の失言問題、経済援助減額問題、憲法改正問題は、これらの関係の未成熟さに起因している。

例えば、教科書問題に関する韓国、北朝鮮、中国の反発を内政干渉あるいは「外圧」と見るか、国外・国内での約束の不履行を指摘し、本来あるべき両国の関係へと戻そうとする友人の助力とチェック機能を見るか、そして賠償請求権を放棄した相手国の行為の裏側にあるものを、誠実さと今後への希望を見るか、それともそれをもって長期にわたる「経済援助」の恫喝を見るか、それは相手国ではなく、そのとき外交的に「信頼と許しのメッセージ」を受け取った日本の問題なのである。

このような問題が起こる度によく言及されるのは、日本の戦争行為が他のある国に微発されたからだ、あるいはその後の戦争の過程における奇襲攻撃が陰謀によるものだった、とか、各国それぞれの「歴史観」によって歴史が教えられることによって、「教育の方向性」がねじ曲げられている、という主張である。そして、「謝罪しているのに許されない」ことへのいらだちと日本の「自主性」をより強硬で分かりやすいメッセージのもとに具体化するという議論に走る傾向である。

しかし、これらは「許されないことへの反発」ではない。もっと別の、国家間関係を敵と味方、支配と被支配という二元論で判断し、自國の立場の「自律性」と「優位性」を示すことに固執する立場での、国際社会への反発であるといえる。なぜなら真に許しを請う個人や国家が、言い換えれば過ちを客観的かつ真摯に認めた個人や国家は、そのような反発を持つことにも、許されることそのものにも本来それほど関心を持つものではなく、ただ、その過ちと謝罪することに关心を持つからである。従ってここではかつて講和のもとに、大きな、被害国の犠牲の上に曲がりなりにも「許された」国が、その許しを得たときの約束を守っているかどうかが問題

となる。過ちを犯したが故に崩壊したあの国家の価値観と価値システムの残滓が、絶えずこの約束を覆そうとすること自体が「許されない」ことなのである。前進するために示された約束と言葉は、——その言葉が不完全なものであれ——その本質において、「守られなければならない」。従って、それを守るというはどういうことなのか、それが日本に突き付けられた課題なのだとと言えよう。他のどの国も肩代わりすることはできず、他の国のせいに帰することもできない、日本にしか解決できない課題なのである。本来、外交問題に発展すべき性質ではない、それ以前に対処しなければならない日本自身の問題であるにもかかわらず、そのような本質に触れる議論が国内で行われることのない価値共有の欠如こそが、問題とされなければならないであろう。

このような本質的な議論無しには、例えばあのとき賠償金を支払っていれば関係は改善したのかという問題に陥ってしまう。確かに、賠償支払いによって日本の経済復興が阻害される事態が起こっていれば、あるいは政府やメディアがその賠償支払いの責任の意味するところを、その根拠、原因、結果を明示していれば、おそらく状況は変わっていたであろう。そして被害国にとっては、その請求は正当な権利であった。しかし、現実問題として、人的損失や、生存者が受けた非道な行為への記憶は、いわゆる金銭的なものだけでは回復することが難しい。そこには法的な問題とともに、国家が国家の名において行った行為に対する明確な謝罪という政治的な行為が加わらなければならなかった。それはその行為によって双方を変える力を持っているからである。

その意味で、欧洲における戦後処理が「復興と賠償問題」ではなく「ドイツ問題」になったこととは対照的に、アジアにおいては戦後問題は「日本問題」ではなく、内戦に勝利し誕生したその日から大国としての可能性を示し、既存の欧米各国に「脅威」と捉えられた「中国問題」、そして大戦前の秩序を自力で変えつつあった「アジア諸国問題」となったのである。

壮大な冷戦思考と差別の構造という点で三つ

子のきょうだいのように相似の日本、北朝鮮、アメリカは、北東アジアにおいて十分な「不安定要因」となる可能性を有している。

中国のWTO加盟とともに、アジアはさらに新しい局面を迎えるようとしているが、この局面は、よくヨーロッパのEUのような経済・政治共同体はアジアでは望むべくもないという冷笑にも似た議論で迎えられるか、或いはアジア秩序そのものがそのような比較に常にさらされる不当な扱いを受けている傾向がある。しかし、ヨーロッパとアジアの統合比較が適切か不適切

かという問題よりも、むしろ各国は、秩序と共同体における一つの優位性という側面でのみ議論をしているように思われる。秩序は重ねられた約束の上に成り立ち、国家はそれを守ることによって関係を持続させていく。国家に約束を守らせ、国家の言葉に心を与えるのは、国民である。それが国境の向こう側の国民であっても、国境の内側の国民であっても、相互が約束の本質を守ることに合意すること、それが地域共同体の未来を決定するのである。

註

ドイツ賠償に関しては以下を参考とした。

Sir Alec Cairncross, *The Price of War, British Policy on German reparation 1941-1949*.Basil Blackwell Inc.1986.

Cornelius Pawlita, "Widergutmachung" als Rechtsfrage die politische und juristische Auseinandersetzung um Entschädigung für die Opfer nationalsozialistischer Verfolgung (1945 bis 1990), Verlag P.Lang Frankfurt am Main, 1993.

Philip Mason Burnett, Reparation at the Paris Peace Conference.1993.

第一次対戦との比較で以下を参照。

アジア経済協力の観点から以下を参照。

永野慎一郎、近藤正臣『日本の戦後賠償——アジア経済協力の出発』頬草書房、1999年。

竹原憲雄「戦後賠償——経済協力と政府開発援助」『桃山学院大学経済経営論集』42,43号、2001年。

岡田正則「戦後補償請求訴訟と国家責任——国家無答責法理と立法不作為を中心に（戦後責任と二一世紀民主主義法学の課題）」『法の科学』31号、2001年。

ドイツと日本の比較に関しては以下を参照。

大岳秀夫『二つの戦後——ドイツと日本』日本放送出版協会、1992年。

広渡清吾『二つの戦後社会と法の間——日本と西ドイツ』大蔵省印刷局、1990年。

1) Begründet von Ernst Dauerlein, *Dokumente zur Deutschlandpolitik.II.Reihe vom 9. Mai 1945 bis 4. Mai 1955*.S.118,The papers of General Lucius D. Clay I. 27ff.

2) Bundesarchiv und Institut für Zeitgeschichte, *Akten zur Vorgeschichte der Bundesrepublik Deutschland 1945-1949* Band I, September 1945-Dezember 1946, Oldenbourg Verlag, 1976.

3) Dauerlein, *Dokumente zur Deutschland politik 1945-1951*, ss.690-692. Berlin, Quellen und Dokumente 1945-1951, S. 363, 25. Juli 1945.

4) *Dokumente zur Deutschlandpolitik* ss.694-695.The Conference of Berlin 1945 II Nr. 930, 25. Juli 1945.The Conference of Berlin 1945 II Nr. 935.

5) ebd., ss.699-700.

6) *Dokumente zur Deutschlandpolitik* 1945-1951, ss. 706-707, 27. Juli 1945.

7) ebd., ss.707-708.

8) ebd., S.714.

9) ebd.,S. 725. Memorandum des Staatsekretärs Sir D. Waley, Dokuments on Britisch Policy Overseas, Series I Vol.I, Nr. 440i.

10) ebd., ss.841-843. Akten-Nr. 740.00119 (Potsdam)/7-3145.

- 11) 「「記憶・責任・未来」財団の責任に関する法律」『外国の立法』210巻、国立国会図書館調査および立法考査局、2001年10月、21頁-30頁。「ドイツ連邦政府とアメリカ合衆国との間の「記憶・責任・未来」財団に関する協定」同書30頁-38頁。
矢部久「ドイツ「記憶・責任・未来」基金の意識と教訓」『法と民主主義』353巻、2000年11月19頁-22頁。
岡田正則「戦後補償請求訴訟と国家責任——国家無答責任法理と立法」民主主義科学者協会法律部会編『法の科学』31、日本評論社、2001年127頁-133頁。
- 12) ドイツ連邦共和国における「記憶・責任・未来」基金調査団、「ドイツ連邦共和国における「記憶・責任・未来」基金調査報告書」、2000年。
- 13) *Dokumente zur Deutschlandpolitik I* S.55.
- 14) Cornelius Pawlita, ibid., S. 86.
Pariser Reparationsabkommen, Art.1, B
- 15) Alec Cairncross, P.218, P.223.Mitchell, ibid.
- 16) 賠償計画の変遷については換算表とともにSir Alec Cairncross, ebd., P.219.
- 17) Willian Manchester, *The Arms of Krupp*, Harold Matson Company, 1964, 邦訳鈴木主税訳『クルップの歴史』フジ出版社、1982年。
- 18) George F. Kennan *Memoirs 1925-1950*, 邦訳は清水俊雄訳『ジョージ・F・ケナン回顧録』上巻、読売新聞社、1973年、288頁-289頁。
- 19) データは全てDauerlein,*Dokumente zur Deutschlandpolitik.II.Reihe*、Bundesarchiv und Institut für Zeitgeschichte, *Akten zur Vorgeschichte der Bundesrepublik Deutschland 1945-1949*, R. Oldenbourg Verlag, 1976, Sir Alec Cairncross, *The Price of War, British Policy on German reparation 1941-1949*の公文書から作成した。
- 20) 在外資産引き渡しに関する取り極めを添付。
- 21) 非印刷物資料、外務省条約局条約課『第二次世界大戦以後における各国間政治関係条約一覧表』1948年、『第二次世界大戦後の外国間経済関係條約一覧表』1948年6月。
外務省条約局『二国間条約集』1962年。防衛庁『安全保障条約集』1967年。
- 外務省条約局国際協力課「『集団殺害（ジェノサイド）罪の防止および処罰に関する条約』成立の経緯」
Documents on American Foreign Relations vol. X, 1948, pp.654
- 22) Cornelius Pawlita, ebd.,
- 23) Annette Kaminsky, *Heimkehr 1948 — Geschichte und Schicksale deutscher Kriegsgefangener*, C.H. Beck, München, 1998, S.257.
Elazar Barkan, *The guilt of nations, restitution and negotiating historical injustices*, (W.W. Norton), 2000.
- 24) John Gimbel, The American Exploitation of German Technical Know-how After WorldWar II, in:*Political Science Quarterly*, Summer 90, Vol. 105, Issue 2.
- 25) Gian Trepp, *Bankgeschäfte mit dem Feind*, Rotpunktverlag, Zürich, 1993.邦訳は駒込雄治、佐藤夕美訳『BIS国際決済銀行の戦争責任』日本経済評論社、2000年、257頁。
- 26) *The Memoirs of Sir Anthony Eden*, The Times Publishing, London, 1960.邦訳は湯浅義正、町野武共訳『イーデン回顧録II運命のめぐりあり1955-1957』みすず書房、1960初版、2000新装、第二部2,158頁)。
- 27) 1948.9.1評議会開会の辞 Hrg. Michael F. Feldkamp *Die Entstehung des Grundgesetzes für die Bundesrepublik Deutschland 1949*.Philipp Reclam jun. Stuttgart,1999.
- 28) *Der Parlamentarische Rat* Bd.8, S. 218. 1947 Nürnberger Richtlinien für den Aufbau der Deutschen Republik (SPD), Frankfurter Dokumente, Dokument III, 1. 7. 1948, C.
- 29) *Die Entstehung des Grundgesetzes für die Bundesrepublik Deutschland 1949*.
- 30) Wolfgang Schivelbusch, *Vor dem Vorhang -Das geistige Berlin 1945-1948*, Carl Hanser Verlag, München, 1995. 邦訳は福本義憲訳『ベルリン文化戦争1945-1948鉄のカーテンが閉じるまで』法政大学出版局、2000年、46頁。

約束——第二次世界大戦後の国家間条約の構図と賠償、軍拡への道——

しかしこの間の経緯に関しては、ウォルフガング・シヴェルブシュが指摘しているように、救済が、冷戦におけるアメリカ政策の一部として提示されたことは、一つの自律性の抑圧であったという見方もある。「米国による戦後ドイツの扱いの方は、80年前の南北戦争の勝者となった北部が敗者南部に対して行ったことの繰り返しであったことは、ヨーロッパでは気付かれることはなかった。無条件降伏から軍事的占領、軍政府の設置、敗者を再教育によって道徳的に改良する試みに至るまで、1945年以後の数年にわたってドイツで起こったことは、1865年以後の数年間に既に一度米国で起こったことだったのだ。奴隸制度と人種主義に変わって、軍国主義と国粹主義が根絶すべき想念となった。方法は似通っていた。どちらのキャンペーンでも、再教育される側には自淨力があるとは見なされず、救済が押し付けられたのである」。

しかし、この際、過ちがどこにあったのかを認めるのは、究極的には敗者の自律性にゆだねられる。その意味で、——日本と大きく異なる点でもあるが——、ドイツのこれらの課題を克服する作業における自律性は、反ナチ運動が強かったのと同程度に、(後の再軍備に際して反対の声が大きかったことを考慮しても)、強力なものであったと言うことができる。

- 31) B. R. Mitchell, *International Historical Statistics: Africa, Asia & Oceania 1750-1993*, 3rd ed., Macmillan Reference Ltd., 1998.邦訳は北村甫『アジア・アフリカ・大洋州歴史統計1750-1993』東洋書林、2002年。
- 32) 賠償問題研究会『賠償実施の現況』外交時報社、1961年。
- 33) 同書、200頁-203頁。
- 34) 同書、200頁-201頁、1955年3月31日、4月17日付朝日新聞。1961年4月27日付朝日新聞。
- 35) 南方産業技術要覧編纂会編『南方産業技術要覧』山海堂、1944年。
- 36) 満鉄東亜経済調査局『南洋叢書、蘭領東印度篇』東亜経済調査局1937年。
- 37) この間の経緯に関しては、現代憲法研究会編『日本国憲法』法律文化社、2001年参照。
- 38) 同上。
- 39) 澤野義一『永世中立と非武装平和憲法——非武装永世中立論研究序説——』大阪経済法科大学出版部、2002年、152頁-153頁。

(Setsuko ONODA)

付 錄

ドイツ在外資産の引き受けと取得 (最終本文は1945年10月30日Gesetz Nr.5)

前文

現代の戦争遂行と全体主義的支配の条件下において、戦争開始国の個人企業と資産ならびに国家資産価値は、戦争費用手段に属する。

ドイツの侵略戦争はそれらが国内経済を支配していたことにより支えられたのみならず、海外におけるドイツの産業及び金融資本参加によって動員された。

国際平和と戦後の共通の安全保障を促進し維持するために、ドイツによる戦争の可能性を排除することが必要である。

この目的のために、すべてのドイツ資産価値に対する管理を、それがどこに存在していようと、引き受け、ドイツの所有権を破棄することが、絶対的に必要である。このような理由から、ドイツに関する最高権力は、1945年5月7日の降伏文書の結果として、アメリカ合衆国、ソビエト社会主义共和国連邦、連合王国、フランス共和国の臨時政府の宣言条項13と一致して、1945年6月5日ベルリンにおいて最高司令部が引き継いだ権力は、以下のことを規定する。

第一条

ドイツ在外資産に関する委員会の設置

本条をもってドイツ在外資産に関する委員会を設置し、この委員会はドイツを占領している連合国の代表により構成され、以下「委員会」とする。この法律の方針と規定の貫徹という目的のために、ドイツ国内ならびに国外において、この委員会は主権国家のすべての資格、代理権、不可侵特権を有した政府組織となることを確認する。

第二条

ドイツ国内の個人の在外資産の引き受け

ドイツ国内のすべての個人の、ドイツ在外或いはそれに関連するすべての資産価値に対する法的なならびに公正利権に基づく権利、請求権、要求権は委員会に移管する。この条項がドイツの以下の不特定個人の資産価値にかかわらないと仮定して

- a)日本以外の主権国家の国籍所有者ないし臣下
 - b)連合国政府に属する兵士または文民
- を除く。

第三条

ドイツ国外の個人の在外資産の引き受け

ドイツ国外の、すべてのドイツ国籍を有するもの、ならびにドイツの法律に基づいて設立され或いはその本社がドイツにある企業の支店、或いはその他の法人、ならびにドイツ人の所有する或いはドイツ国により管理されている法人の、ドイツ在外の或いはそれに関連するすべての資産価値に対する法的なならびに公正利権に基づく権利、請求権、要求権は、委員会に移管する。この条項の

「ドイツ国籍を有するもの」は以下の個人を意味する。すなわち

- a)1942年1月1日以降帝国基本法（Reichsgesetz）に基づいて完全なドイツ国籍権を取得したもの、また1942年1月1日以降かつてライヒ政府の管理にあった地域に定住していたもの、ないし
- b)委員会により、この規定の目的のためにドイツ国籍を有するとみなされたもの

第四条

補償

この法律に適合した何らかの資産価値に関する権利、請求権、要求権を引き取られたすべての個人は、いまだ確定中の金額と種類の適切な補償に対する請求権を有する。

第五条

この法律に適合して引き受けられた資産価値の処分権

この法律に適合し委員会の所有に移管された資産価値に対する権利、請求権、要求権、ならびに当該資産価値の収益と純益を委員会は管理する。委員会は連合国管理理事会或いは他の所轄機関が場合に応じて提示する更なる指令に対応して、前条に明示した目的を達成するためにこれらを自由処理する。

第六条

委員会のその他の権限

この法律の方針と規定を貫徹するために、そして第一条に有る全般的権限に加え、委員会は、委員会によって定められたいかなる地位、或いはその他の方法で作成した規制ならびに規定に従って、指令、許可或いはそれに類似したものを手段として執行する、とりわけ特別な権限を有する。

- a)すべての資産価値を入手するため、或いは資産価値への統制を行うために、委員会の見解に従つて必要ないし適正であると思われるすべての処置を講ずる。この処置に関する権利、請求権、要求権はこの法律に従つて委員会に移管する。
- b)これらすべての資産価値を売却、清算、その他の処分を含めて管理し、統制し、その他無制限の所有権行使する。
- c)違反すれば罰するという規定で立会人を召喚するとともに、この法律に支配される資産価値に関連するものの完全な記帳を行い、委任、照会、原本提示、差し押さえ、すべての営業用帳簿、文書、契約、通信、メモ、その他の証拠書類を要求すること

第七条

除外

この規定は、連合王国、ソビエト社会主義共和国連邦、アメリカ合衆国、フランスないし国際連合の権限に依拠する資産価値には適用されない。これに關しこれらの国の権限にある資産価値を賠償の形で或いは他の目的で保留する権利があると確認する。

第八条

この法律の目的のために

- a)「個人Person」という概念は、資産価値ないしそれへの要求権を取得しその権限行使し、それを管理ないし自由処理する権限を有するすべての自然人、或いは共同体ならびにすべての、公法、私法上の権利を有する法人或いは団体である。この概念は更にすべての地域法人団体、公的・法律上の法人団体、官庁ならびに組織を包括しすべての政府を含むものである。ドイツの法律に基

づいて設立され、或いはドイツに本社を有するいかなる法人、団体も、この法律の第二条の意味において、ドイツ国内における一個人としてみなされる。

- b) 「資産価値Vermögenswerte」の概念は、その資産価値に対する支払期限が満期を迎えた、或いはまだ来ていないにかかわらず、すべての動産、不動産、そしてすべての法律的、公正利権ないしは経済的権利と要求権或いは請求権を含むものである。この概念は更に、これらに限定されることなく、田畠山林、建築物、貨物、物品、商品、動産、貨幣、棒金、支払手段、銀行預金、未決済勘定、債務、債権、荷為替証券、倉庫証券、ライヒスマルク或いは外国通貨で振り出されたすべての種類の有価証券、約束手形或いは権利証書、契約、判決、特許、著作権、商標、その他すべての種類の資産価値とそれに関連する権利を含む。
- c) 「ドイツDeutschland」の概念は、1937年12月31日現在形成された領域を意味する。

第九条

処罰

この法律のいかなる規定或いはこの法律に従って発令された規則、指令ないし通達に違反したすべての個人、この法律に支配される資産価値を有し、第一条および第二条による委員会の請求権と要求権を侵害ないし侵害しようと試みるすべての個人、ならびにそのような違反を犯す他者を帮助或いは上記の目的で共謀するいかなる個人も、有罪認定の場合法定が定める法的処罰に服さねばならない。この条項に課せられる刑罰以外に、この条項により有罪判決を受けた個人は、第四条に規定する補償の権利を喪失するものとする。

第十条

この法律と矛盾する法律の廃止

この法律の規定の規定のいずれかないしはこの法律の規定に従って発令された法律ないし規則の規定と矛盾するすべての既存の法律或いは規則ないしはその一部は、これをもって無効とする。